東神楽町花のまち景観計画

大雪山の自然の恵みが息づく 花のまち

～雄大な山並みを望む空の玄関口　水・みどり・花で育む田園景観づくり～

東神楽町

平成２８年２月

目　次

はじめに 1
Ⅰ　景観計画策定の背景と目的 1
Ⅱ　景観計画及び景観条例の位置づけ 2

第１章　東神楽町の景観特性と課題 3
Ⅰ　東神楽町の景観特性 3
Ⅱ　東神楽町の景観づくりに向けた課題 22

第２章　景観まちづくりの基本理念・基本方針 24
Ⅰ　基本理念 24
Ⅱ　基本姿勢 24
Ⅲ　基本方針 25
Ⅳ　景域ごとの方針（面の要素、軸の要素、点の要素） 28

第３章　景観計画区域と区域分類 39
Ⅰ　景観計画区域 39
Ⅱ　区域分類 40

第４章　良好な景観形成に向けたルール 41
Ⅰ　景観形成基準の方針 41
Ⅱ　届出の対象となる行為 42
Ⅲ　景観形成基準（行為の制限・配慮事項） 43
Ⅳ　その他良好な景観形成のために必要な事項 57

第５章　景観まちづくりの進め方（推進方策） 58

はじめに

Ⅰ 景観計画策定の背景と目的

東神楽町は、北海道の中央にある上川盆地に位置し、米や野菜を中心とする農業を基幹産業とした町です。

北海道第２の都市である旭川市に隣接し、北の空の玄関口である旭川空港が立地する、利便性に優れた町であるとともに、北海道の屋根と呼ばれる大雪山や十勝岳連峰の山々を間近に望み、大小の河川や森林、豊かな農地を身近に感じることができる環境の良さを兼ね備えています。

また、農村地域の生活環境改善運動として始まった、身近な場所に花を植える活動は、住民主体の「花いっぱい運動」へと発展し、地域や職場での協働の花のまちづくりが定着するなど、現在は「花のまち東神楽町」として内外に発信し、まちのアイデンティティとなっています。

近年では、新しい住宅地の造成、大規模ショッピングセンターの建設、アジア諸国からの観光客による旭川空港の利用増加など、町の環境も大きく変化してきています。

普段何気なく目にしている景観は、日本はもとより、アジアや世界の中でも他では見ることができない、地域特有の美しい景観であり、ここに暮らす私たちに日々の暮らしの中での潤いと豊かさ、地域への愛着を感じさせてくれるものです。しかし、その景観は様々な要因から失われてしまうこともあり、一度失ってしまうと再び取り戻すことは難しいものです。

こうした中、町では平成２５年に策定した「第８次東神楽町総合計画」の中で、「花のまち東神楽」らしい景観の形成及び花のまちづくりに関する条例の制定など、花のまちづくりの推進を掲げました。

私たちは、大雪山の恵みが息づく大地にこれまでの先人が築いてきた暮らしや文化、農業の営みが深く関わって育まれた東神楽町の多様な景観の価値を再認識するとともに、この地を訪れる人たちとも価値を共有しながら、景観を大切な宝として未来へと引き継いでいくため、景観づくりの指針として本計画を策定します。

Ⅱ 景観計画及び景観条例の位置づけ

「花のまち景観計画」は、景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条に基づく景観計画です。また、第８次東神楽町総合計画における基本目標の一つ、「花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり」に関する花のまちづくりを具体的に推進していく施策が盛り込まれる計画です。

景観法では、景観計画の中に次の事項を定め、良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施していくものとしています。

○景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

・・本計画第３章　景観計画区域と区域分類

○景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

・・本計画第２章　景観まちづくりの基本理念・基本方針

○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

・・本計画第４章　良好な景観形成に向けたルール

（以上、主な事項を抜粋）

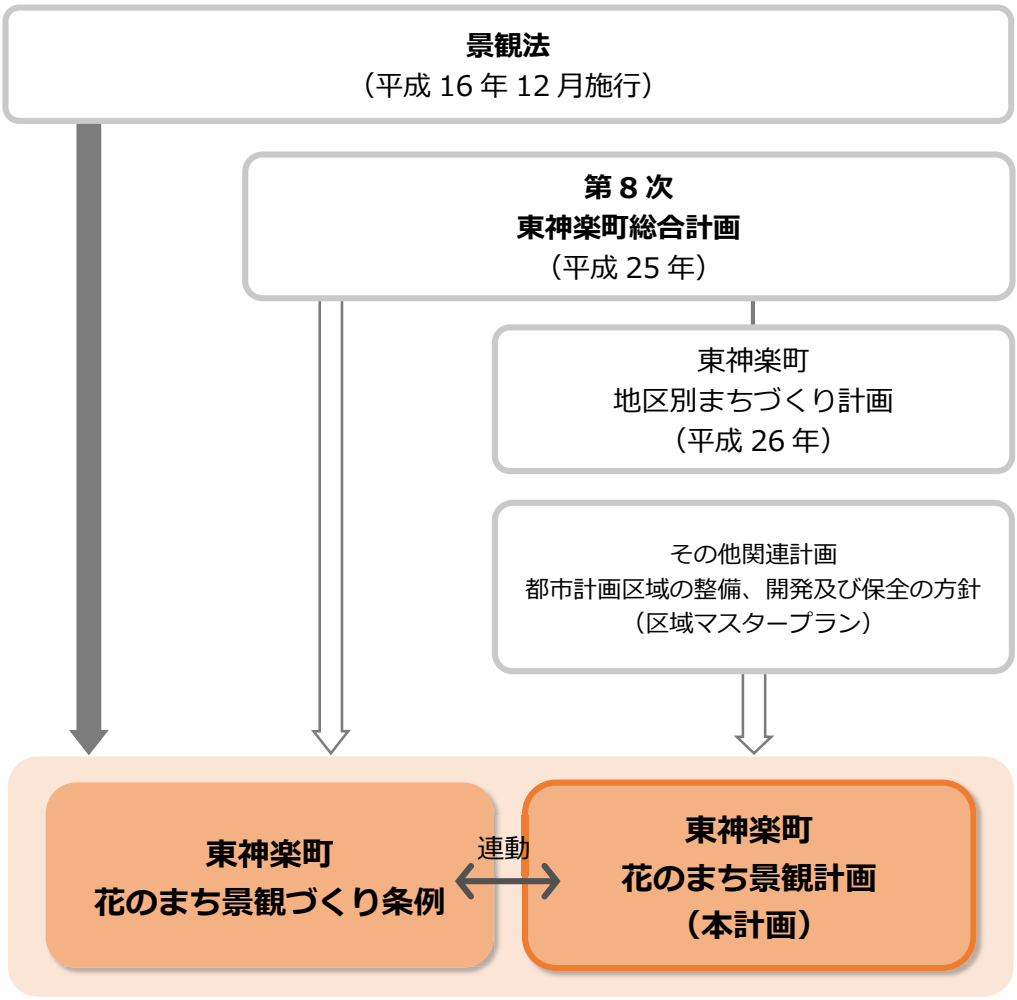

景観計画及び景観条例の位置づけ

第１章　東神楽町の景観特性と課題

Ⅰ　東神楽町の景観特性

東神楽町ならではの景観まちづくりを進めるため、はじめに東神楽町の景観特性を整理します。

景観特性の基礎調査で得た情報をいくつかの項目ごとに景観特性マップとして整理し、それぞれを可視化することで、今まで気がつかなかった景観特性を明確にし、共有できるようにします。

ここでは、「まちの骨格」と３つの「景観要素」の項目に分け、マップに整理します。

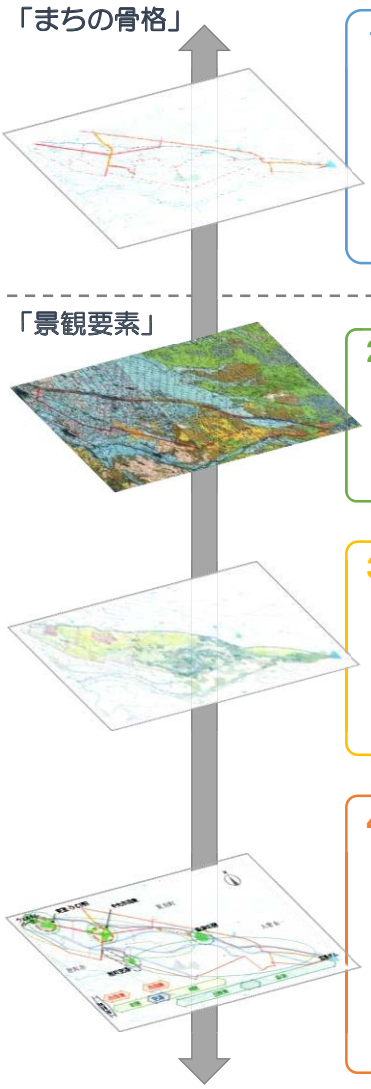

1　まちの骨格
- 上川盆地に位置する平坦な土地と丘陵地からなり、さえぎるものがない
- 河川軸となる忠別川、ポン川のほか多数の河川
- 市街地、農地の下地となる殖民区画には複数の軸線が存在
- 東西に細長い形状の中に、市街地、農地、森林が交互に配置
- 空の玄関口旭川空港の立地と、交流・産業・観光軸となる道路交通ネットワーク（道道鷹栖東神楽線、道道東川東神楽旭川線）

2　自然景観
- 大雪山、十勝岳連峰の山並み
- 大雪山、十勝岳連峰から続く丘陵・平野などの地形と植生
- まちを貫くポン川と、多数の小河川による水辺景観
- 四季の変化（春：新緑、夏：なたね、秋：紅葉・稲穂、冬：雪景色）

3　農の景観
- 開拓当時の区画割（殖民区画）を基盤として形成された田園風景
- 丘陵地形にも、丹念に開墾された水田風景
- 畑地の風景（小麦、馬鈴薯、トウモロコシ、アスパラ、カボチャなど）
  ※施設園芸ではほうれん草、ミニトマト、小松菜、みつばなども栽培
- 牧草地の風景

4　暮らしと文化の景観
- 開発年代の異なる２つの市街地（東聖・ひじり野、中央・市街地）
- ７つの地区（東聖・ひじり野、中央・市街地、聖台、稲荷、八千代、忠栄、志比内）の成り立ちと特徴
- まちのみどり景観（緑地・公園、工業団地沿いの緑地空間、来街者を迎え入れる緑地・沿道緑化）
- 花のまちづくり住民活動の発展
- まちの歴史文化資産（義経台の由来、開拓・花のまち、祭典などの文化）

東神楽町の景観を特徴づける「まちの骨格」と「景観要素」

１　まちの骨格

「まちの骨格」となる地形、河川、軸などの特性を以下のとおり整理します。

（１）河川
（２）殖民区画（明治 34 年地図より）
（３）都市軸
（４）土地利用
（５）地目別面積
（６）交通ネットワーク

（１）河川

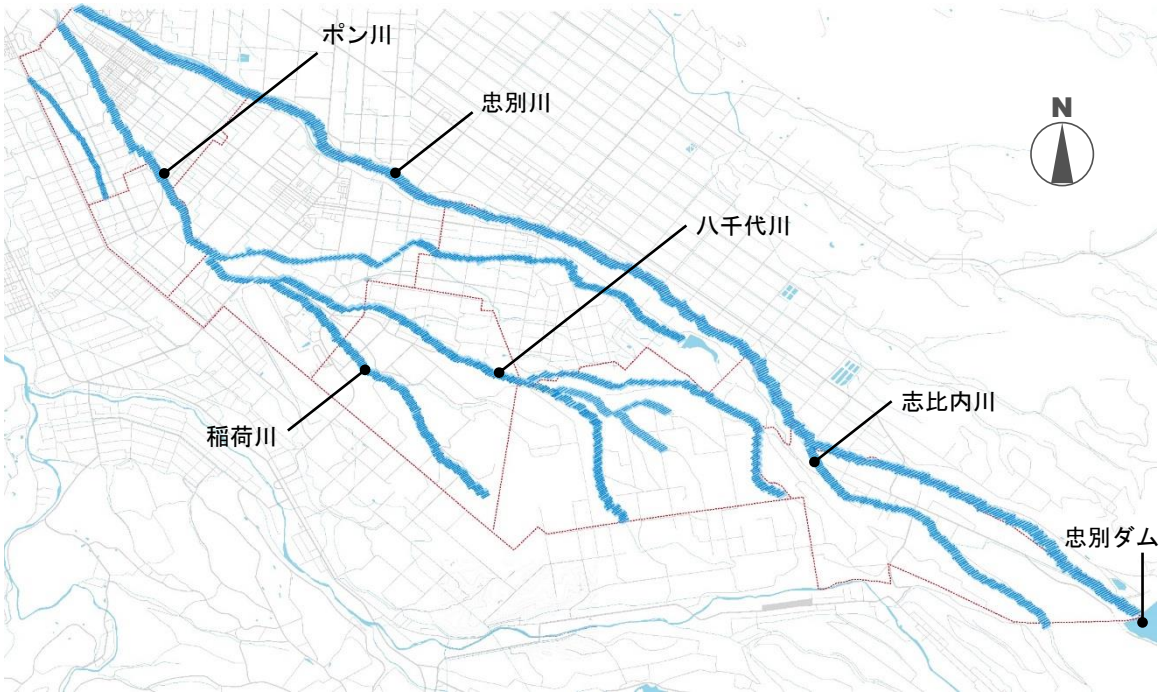

サイクリングロードと忠別川の河川敷

ひじり野住宅地とポン川

八千代川
（公民館そば）

親水空間（ひじり野と、みずほ通りの間）

・石狩川水系の「忠別川」を河川軸としながら、ポン川、八千代川、稲荷川、志比内川などが、西部方向に向かって集まっています。
・体内の血管のように町内全域を河川が巡っており、豊かな生態系や肥沃な大地が形成されています。

（２）殖民区画（明治 34 年地図より）

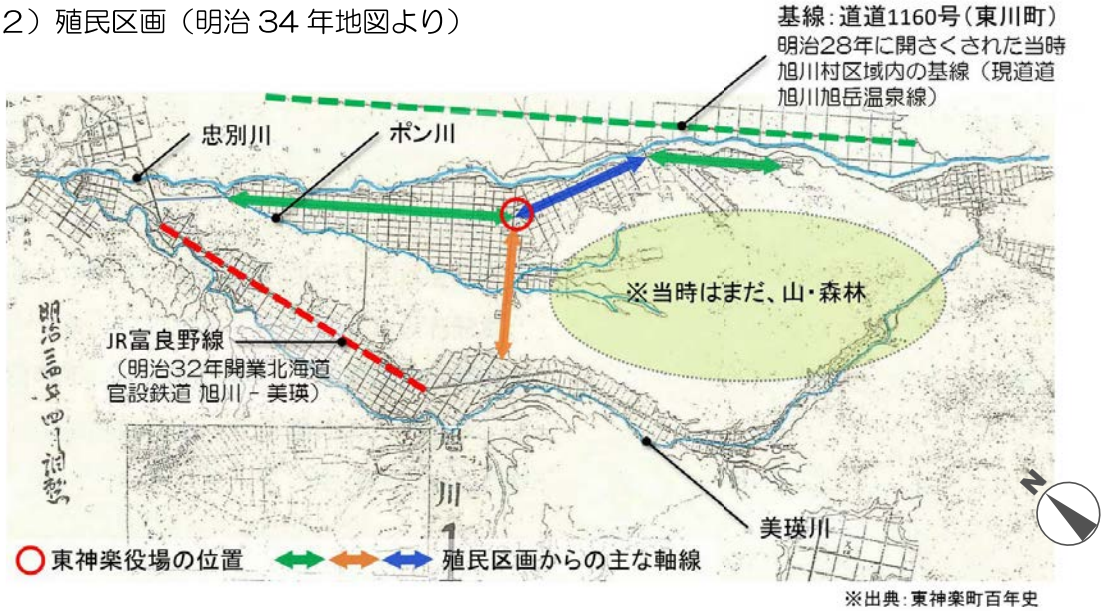

※出典：東神楽町百年史

・殖民区画は、北海道の開拓の基盤として整備された区画割で、今もその多くがまちや農地の骨格として引き継がれています。幅１０間の基線と呼ばれる主要道路を軸に３００間（５４０ｍ）ごとの各号線道路により整然と区画されています。

・明治３４年当時の地図には、既にこの地域の大きな軸線であったと考えられる東川町を走る基線や、ＪＲ富良野線が存在しており、それらの軸線と忠別川やポン川などの河川や地形といった東神楽町の地理的な要因に応じた区画が定められたものと推測されます。

・なお、聖台地区は大正に入ってから貸し下げられているため、同年当時はまだ地区として存在していませんが、こうした軸をもとに区画が整理されていったものと考えられます。

参考：東神楽町の歴史　～神楽村の誕生から水田耕作の定着まで

神楽村の誕生	
江戸時代	北海道はまだ「蝦夷地」と呼ばれる
明治 2 年	開拓史が置かれ政府による北海道開発が開始される ～現東神楽町の付近一帯が天皇の領地である「御料地」と定められる
明治 23 年	神居、旭川、永山の３村が置かれ、その後上川原野の開発が進むにつれ、移住者が増加
明治 25 年	神楽村が誕生
明治 27 年	区域内にあった東御料地の貸し下げが始まる
稲作の始まり	
明治 29 年	水田での米の試作に成功（三井又三郎が約２反歩の水田を作る）
明治 35 年	東御料地第一水利組合が設立（初のかんがい水路が完成。しかしその後、大水害と冷害に見舞われ、増え始めていた水田は畑地へと戻されてしまった）
明治 41 年	東御料地土功組合が設立
明治 45 年	大規模なかんがい施設が完成し、稲作への転換が急増 低台地は造田が進み、水田耕作が本格化 大正に入ると水田耕作が定着していく
大正 15 年	聖台高台地帯が払い下げられる
昭和 5 年	聖台土功組合が発足。昭和 12 年に貯水池と幹線水路が完成

出典：東神楽町ホームページ「歴史資料」、東神楽 120 年記念誌「ゆるらか」より作成

（３）都市軸

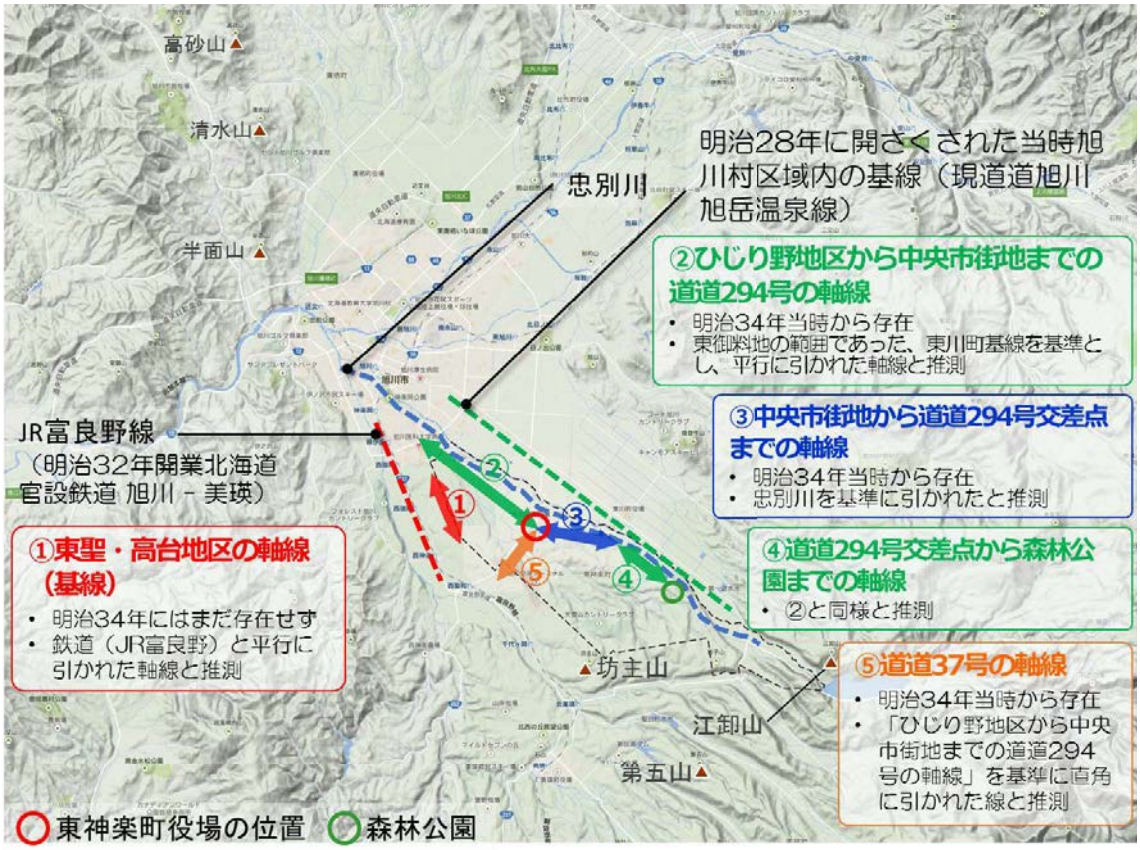

・東神楽町を含めたこの地域の都市軸には、大きく２つの軸線が存在しており、一つの軸線は東川町の基線と平行な線で、北西に位置する半面山（はんめんやま）と南東の江卸山（えおろしやま）を結んだ線上にあり、忠別川と平行な線（図中②）となっています。

・もう一つの軸線は、鉄道（ＪＲ富良野線）と平行な線（図中①）となっています。

・その他、明治３４年当時から存在する、図中③、④、⑤の線がみられます。

（４）土地利用

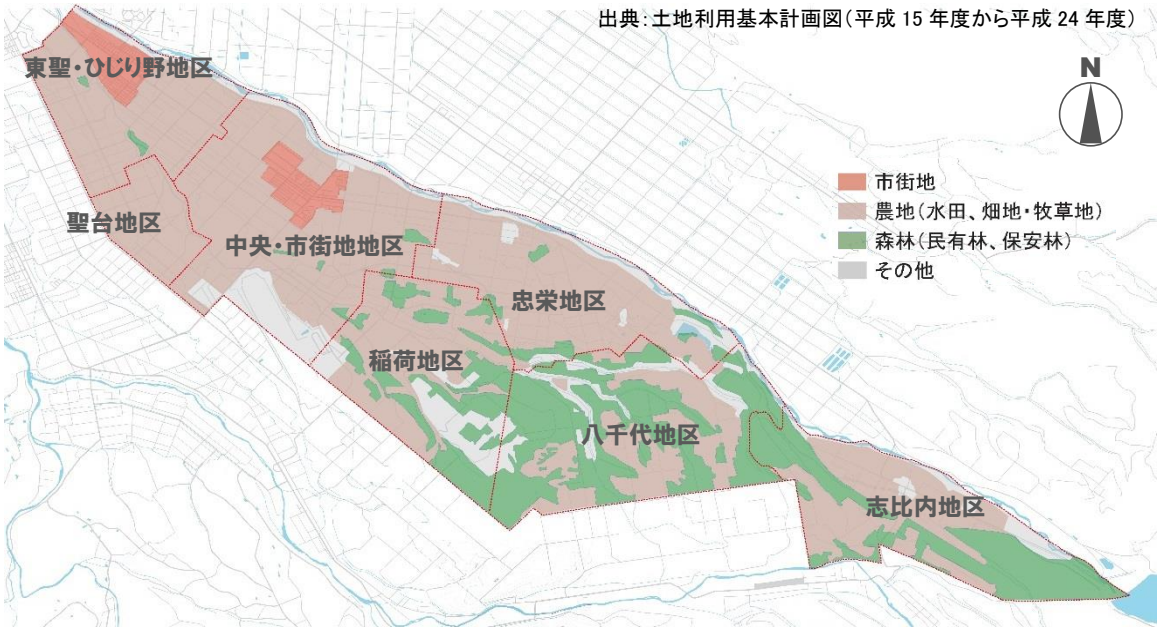

・東神楽町の土地利用は主に市街地、農地（水田、畑地・牧草地）、森林（民有林、保安林）の３つになります。

・地形や地質、植生などと照らし合わせると、町北西部の旭川市と接している方面の低地（平地）は水田や市街地としての利用、丘陵地の一部は畑地や牧草利用、そのほかは山林となっています。

（５）地目別面積

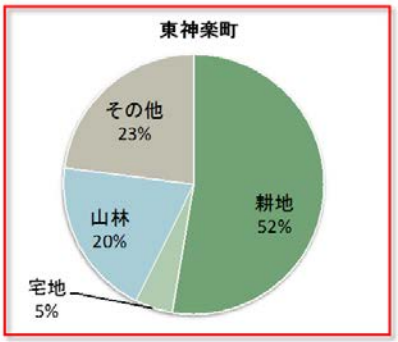

【比較対象都市】
○恵庭市：同じ花のまちとして取り組むまち
○黒松内町・長沼町・美瑛町
：農業主体のまちで景観行政団体

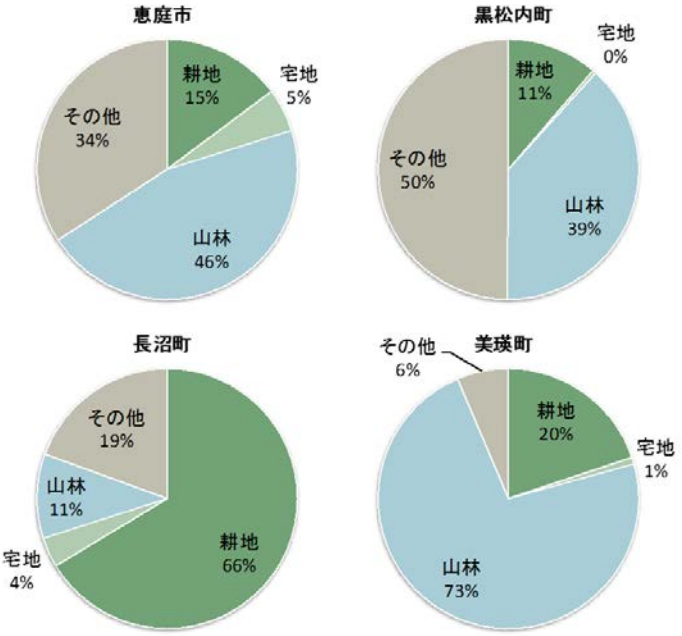

・本町と同様に花のまちとして取り組む恵庭市、農業主体で景観行政に取り組む黒松内町、長沼町、美瑛町と比較してみると、東神楽町の地目別面積は耕地５２％、宅地５％、山林２０％、その他が２３％となっており、耕地面積が半分を占めつつも、山林、宅地面積の割合も一定程度占めているといえます。

（6）交通ネットワーク

出典：「旭川都市圏あすの交通」平成 14 年度　北海道

・空の玄関口である旭川空港が町内に立地しています。特に国際線利用客数は、近年、台湾や中国（北京・上海）、マレーシアなどアジア各国とのチャーター便や定期便が就航したことにより、増加傾向にあります。

・旭川と連結する交通ネットワーク（道道東川東神楽旭川線）と、交流・産業・観光軸となる交通ネットワーク（道道鷹栖東神楽線）がまちの中心部で交差しており、東西南北と広域につながっています。

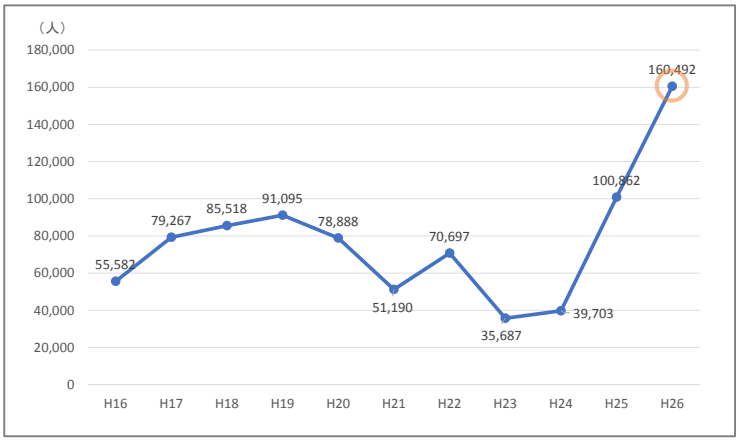

旭川空港の国際線利用客数
出典：「平成 14～26 年度 乗降客利用状況」
旭川市 土木部 旭川空港管理事務所
(平成 16 年度以降のデータを掲載)

■「まちの骨格」のまとめ

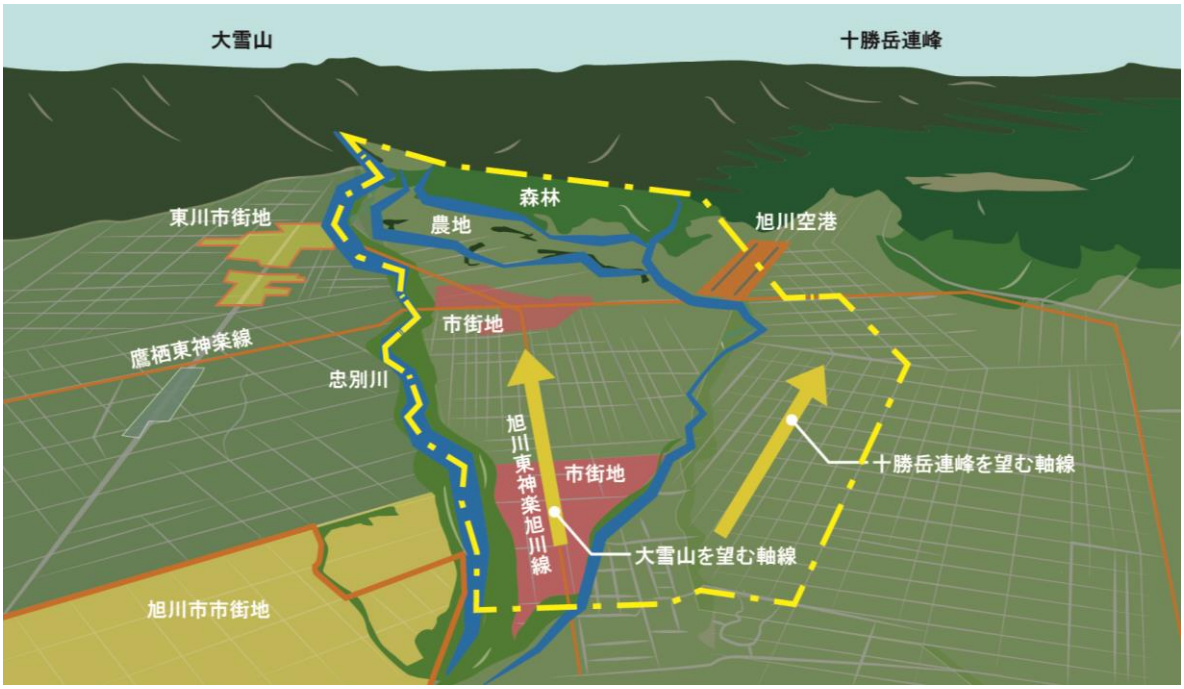

東神楽町俯瞰図

・上川盆地に位置する平坦な土地と丘陵地からなっており、市街地と農地からは、さえぎるものがなく、地域のシンボルである大雪山、十勝岳連峰を望むことができます。
・忠別川に合流するポン川がまちを貫いており、八千代川、稲荷川、志比内川といった多数の支流も町内を流れています。
・市街地・農地の下地となる殖民区画には複数の軸線が存在しており、軸毎に遠景が異なっています。
・まちは、東西に細長い形状となっており、その中に市街地、農地、森林が近接して存在しており、市街地においても農地、森林を身近に感じることができます。
・空の玄関口である旭川空港が立地するほか、旭川と連結する道道東川東神楽旭川線や、美瑛・富良野方面、道北方面とつながる道道鷹栖東神楽線が主要道路となっており、交通の要所となっています。

２　自然景観

東神楽町の景観イメージを支える大自然の構成要素について、以下の３要素から整理します。

（１）地形
（２）地質
（３）植生

（１）地形

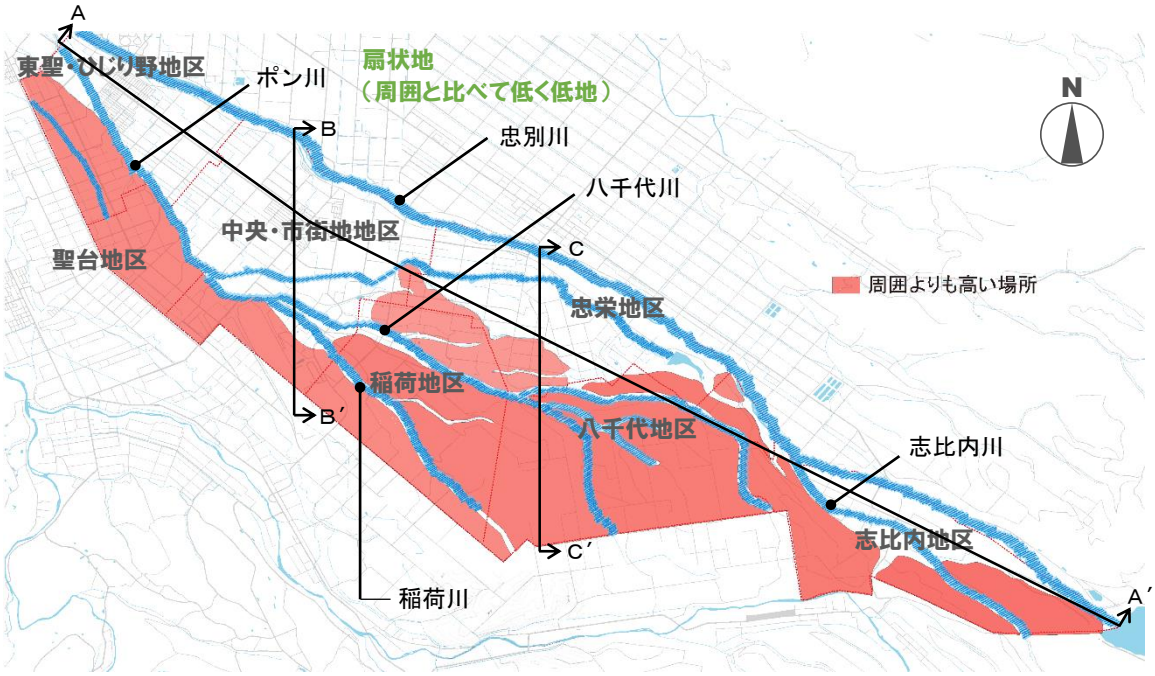

・東神楽町の地形は、町の南部～東南部が北部に比べて隆起しており、丘陵地や小高い丘といった起伏に富んでいる特性が見受けられます。
・河川の流れ作用（地形を削る・堆積する）が主な地形を形作ったと考えられます。特に、忠別川は隣接する東川町方面と扇状地（平地）を形成しています。

▼縦断図イメージ（A－A′）

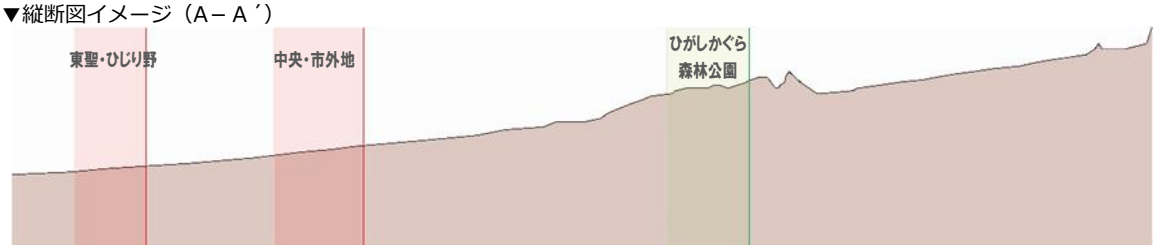

▼横断図イメージ（B－B′　C－C′）

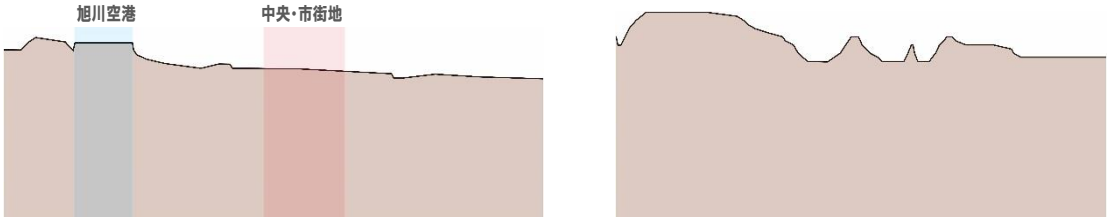

市街地周辺の横断図（B－B′）　　農地（棚田周辺）の横断図（C－C′）

（２）地質

・地質としては、主に河川の流れが作用した堆積物（土砂、礫など）と火山岩系の堆積物が特徴とみられます。
・堆積物が集積した部分は地形的に周囲より高くなり、丘陵地などが形成されています。
・また、北部側の東聖・ひじり野地区、中央・市街地地区周辺部は低地となっており、現在の地形的特徴と重なります。

（３）植生

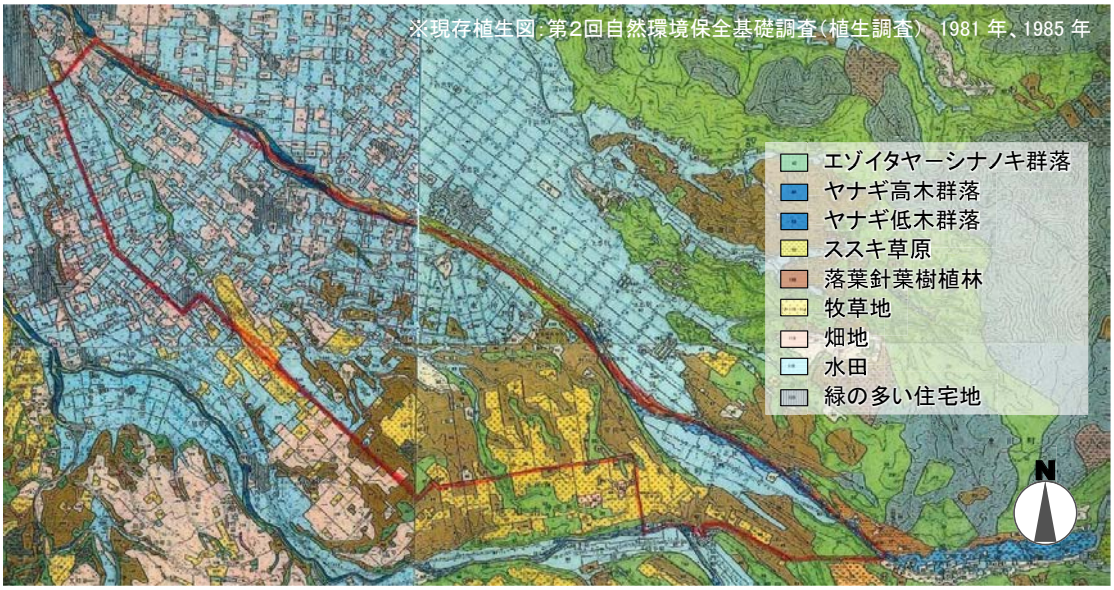

・低地は水田や畑地利用が多いことが分かります。丘陵地や山地など周囲より高い地域は、牧草地、落葉樹または針葉樹林地の自然植生となり、河川沿いには河川緑地としてヤナギなどの河畔林、ススキ群落などが形成されています。水田や畑地などの周辺環境の中にある中央・市街地地区は、緑の多い住宅地として位置づけられています。
・東神楽町における植生調査は１９８５年以降実施されていないため、近年の詳細な状況は不明ですが、ひじり野地区の宅地造成を除き、植生はさほど変化していないと考えられます。

■「自然景観」のまとめ

・まちの背後には北海道の中央に位置する大雪山、十勝岳連峰の山並みが展開しており、山から続く丘陵・平野などの地形と植生は、東神楽町の土地利用と深く結びついています。
・まちを貫く忠別川、ポン川と、多数の小河川による多種多様な水辺景観も、宅地や畑地と一体となって存在しています。
・自然の景観要素が豊富であるため、春には丘陵地域の新緑、初夏には残雪の山並みと広大な青空、秋の紅葉、冬には一面の銀世界など北海道らしい雄大な四季の景観と豊かな色彩を感じることができます。

３　農の景観

まちの基幹産業である農業は、作物栽培から牧畜まで各地区で特徴があるため、それに伴い農の景観も特徴が出ています。農の景観は、以下の３要素から整理します。

（１）稲作
（２）畑作
（３）牧畜

（１）稲作

・明治２９年、東御料地内に三井又三郎が約２反歩の水田を作ったことからこの地域での稲作が始まり、以来、多くの人々が小川や谷地を利用して試作を始めるようになりました。
・その後、かんがい施設の工事など当時の農家の長年の苦労と努力により、現在は町の全域に水田が広がり、春の田植え、秋の稲穂など四季折々の景観が見られるようになりました。
・平地の水田風景のほか、高低差のある地形に棚田状の水田風景が見られる場所もあります。

（２）畑作

・大雪山の恵みによる肥沃な大地のもと、都市近郊地域として小麦、豆類、じゃがいも、グリーンアスパラなどの野菜が栽培されています。一面に広がる麦の穂波、なたねの花など農産物の生育時期にあわせて印象的な景観を見ることができます。
・畑作以外に野菜の栽培はビニールハウスを利用した施設園芸も行われており、ほうれん草、水菜などが栽培されています。

（３）牧畜

・町内には酪農を営む農家があり、八千代地区などでは丘陵地に牧草畑が広がっています。
・夏から秋にかけては、広大な敷地に牧草ロールが点在するのどかな風景を見ることができます。

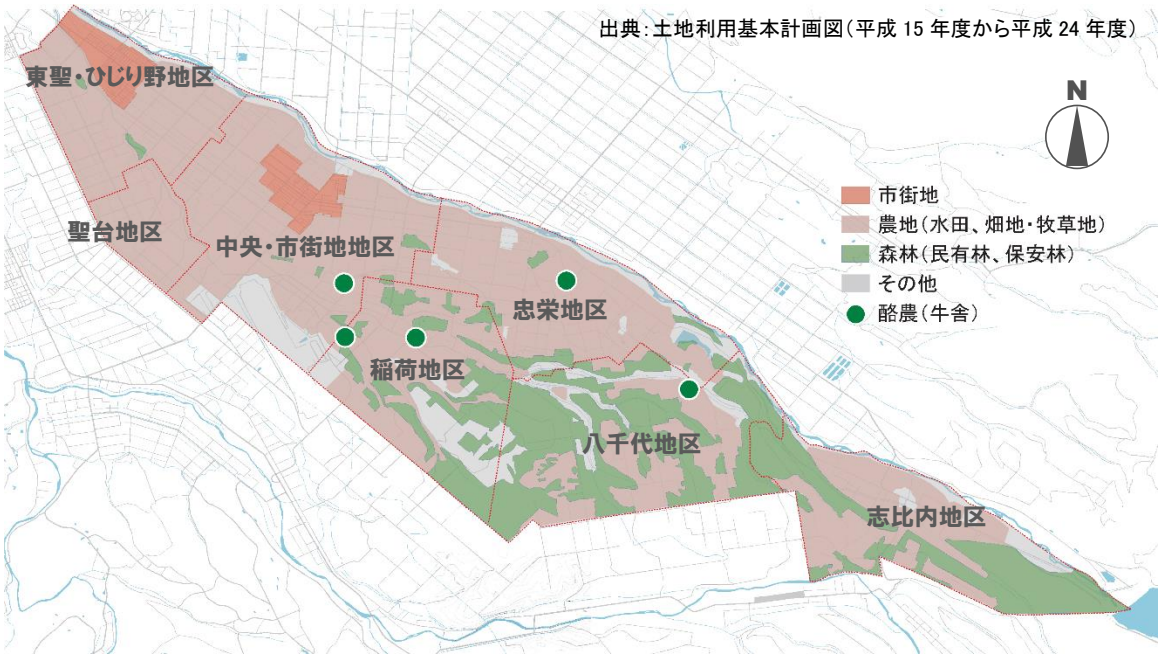

■「農の景観」のまとめ

・稲作、畑作、牧畜と多様な農業の営みが各地区にあり、地区の景観の特徴ともなっています。
・自然景観と一体となった迫力のある農の景観は、写真撮影のスポットとしても知られています。
・市街地のすぐ近くでバラエティに富んだ農景観を見ることができることが、東神楽町の景観の特徴となっています。

４　暮らしと文化の景観

古くからの人々の生活の営み、現代の市街地での暮らし、まちの文化として成熟してきた住民活動の花づくり、歴史あるお祭りなどの文化資産といった要素を、暮らしと文化の景観として以下のように整理します。

（１）先史時代の生活（分村前の歴史）
（２）各地区の成り立ち・特徴
（３）各地区の人口の将来予測
（４）２つの市街地
（５）公園・緑地
（６）まちづくり活動の流れ
（７）まちの歴史文化資産

（１）先史時代の生活（分村前の歴史）

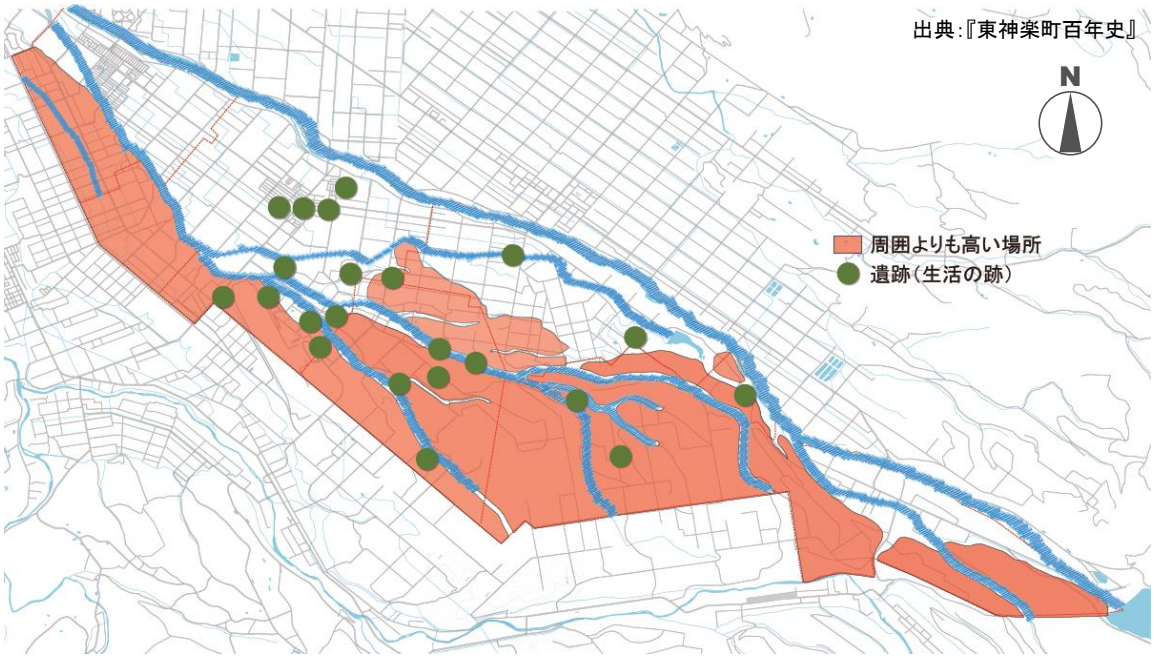

・東神楽町の遺跡（先史時代の生活の跡）は、全部で２４ヶ所あるとされています。
・地形などと照らし合わせると、周囲から比較的地盤が高い場所で生活が営まれているといえます。また、河川など水辺の近くにも多く残されています。
・このように、丘陵地、河川を中心とした人の営みは、先史時代から続くものです。

（２）各地区の成り立ち・特徴

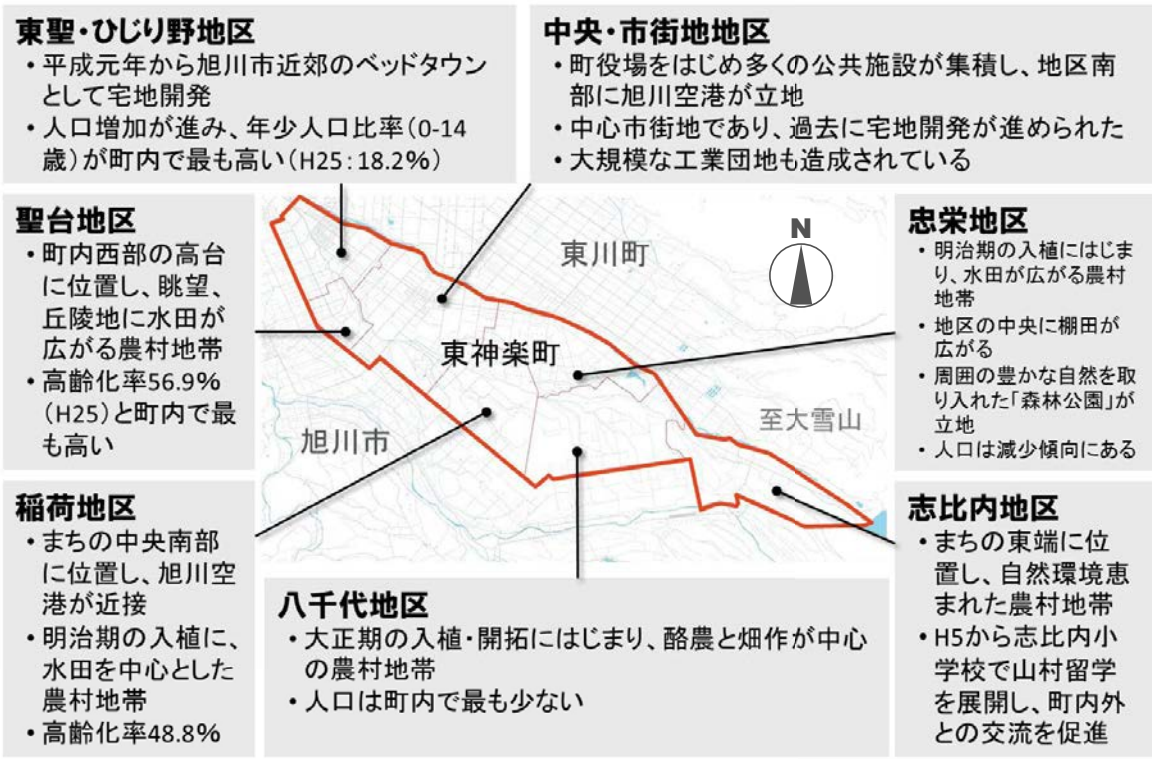

（３）各地区の人口の将来予測

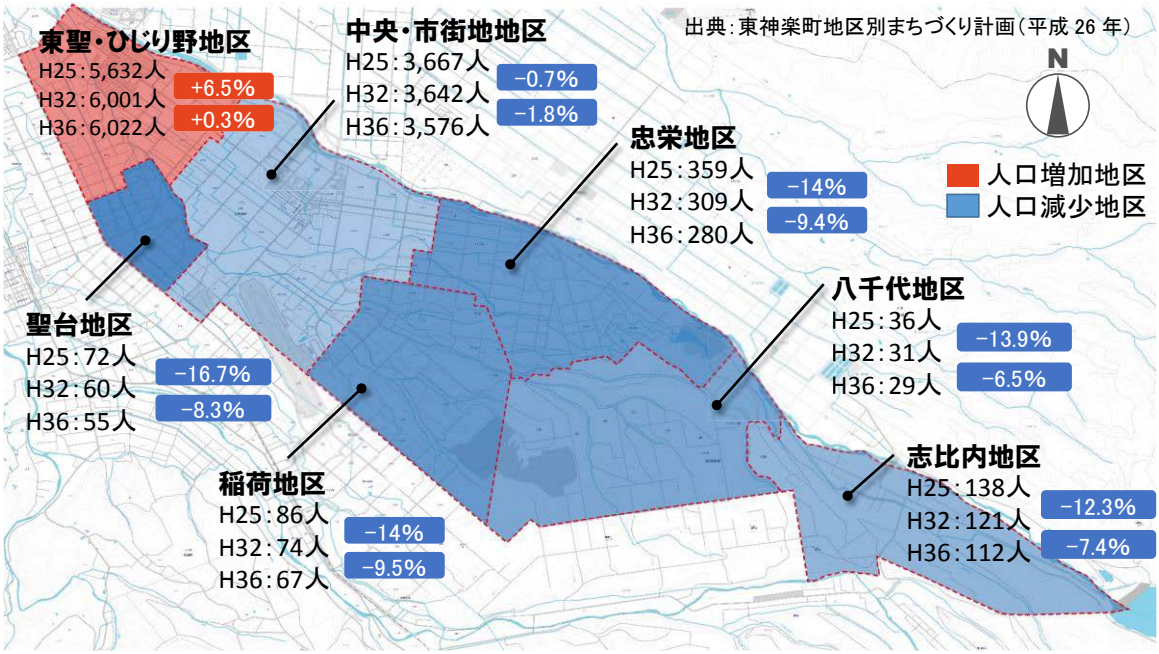

・道内で数少ない人口の増加が見られる町であり、主に東聖・ひじり野地区の増加率が高いと予測されます。東聖・ひじり野地区を除く全地区で将来の人口予測は減少となっており、地区人口が１００人以下の地区では特に減少率が高く予測されています。

（４）２つの市街地

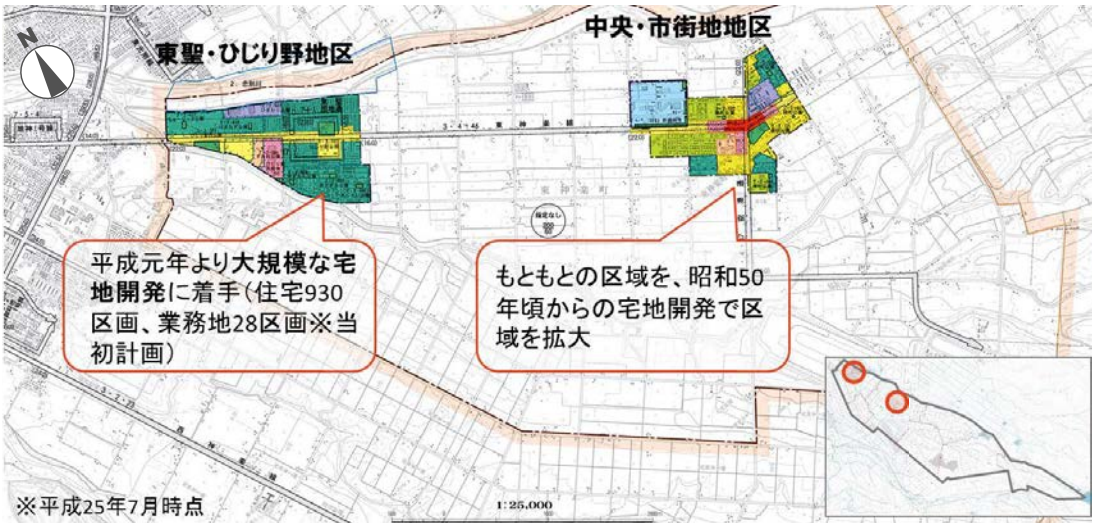

・町内には「東聖・ひじり野地区」「中央・市街地地区」の２つの市街地（市街化区域）があり、用途地域という建築物の用途の混在を防ぎ良好な市街地を形成する規制がかけられています。
・２つの市街地の間に位置する農地（聖台地区含む）は、市街化調整区域に指定されており、大規模な開発などは制限されます。
・「忠栄地区」「稲荷地区」「八千代地区」「志比内地区」のほとんどは都市計画区域外となります。
・なお、１９８５年当時の植生調査において、中央・市街地地区は「緑の多い住宅地」と位置付けられており、現在にも引き継がれています。
・東聖・ひじり野地区は、「公園・緑地」の用途が指定区域の多くの面積を占めています。

（５）公園・緑地

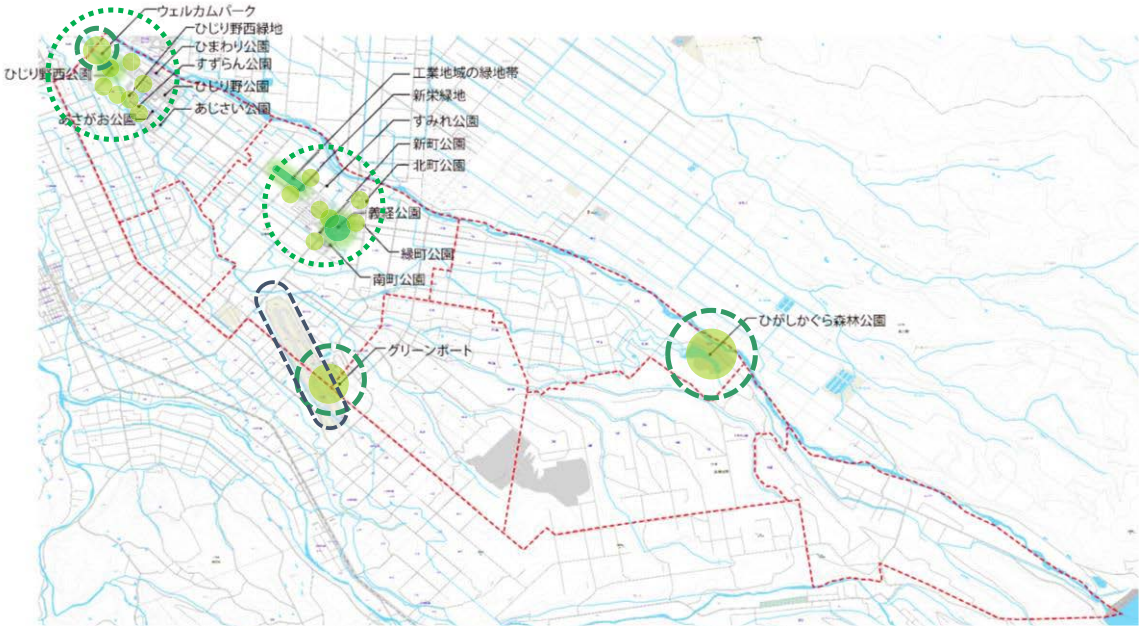

・緑地・公園の多くは、昭和４１年の町制施行以降に順次整備され、市街地である東聖・ひじり野地区、中央・市街地地区などの主な居住区域に集積しています。そのうち、ひじり野西公園やグリーンポート、ひがしかぐら森林公園などの町内外を利用対象とした規模の緑地・公園が旭川市との隣地、旭川空港近郊の玄関口に整備されています。

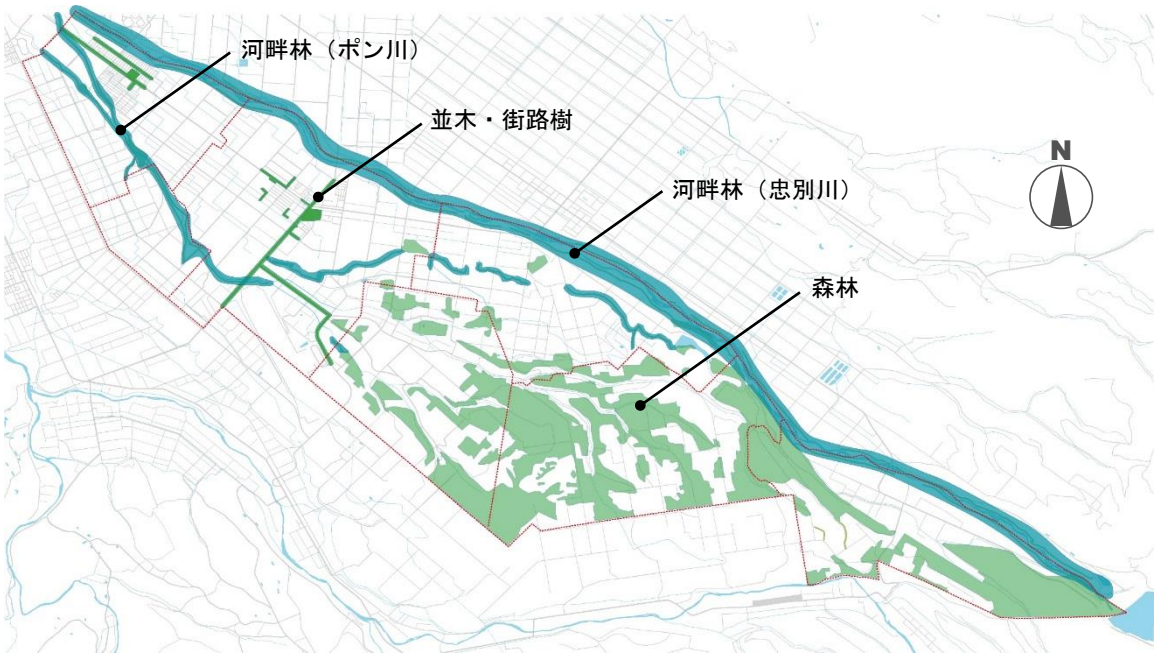

・憩いの空間やレクリエーションの場（点）として整備された緑地・公園だけでなく、忠別川やポン川など大小の河川がつくり出した河畔林も代表的な緑地となっています。河畔林は町の外側や、丘陵地の裾と平地の間などをゆるやかにつなぐ貴重な資源でもあります。

・並木・街路樹は、市街地の道道沿いに街中の緑として整備されています。

・直線的に配置された街路樹の始まりや目に留まりやすい地点には、町内でも代表的な緑地・公園が位置しています。旭川市との境界付近にはまちのゲートとしてのウェルカムパーク、ひじり野西公園があります。東神楽工業団地の新栄緑地は、桜並木やつつじの植栽と一体のグリーンベルトです。稲荷神社はラベンダーが彩る道道の先に位置し、長い直線の目標物となっています。義経公園と東神楽神社は、樹木の豊富さ利活用の面においてもまちの中心的な緑地となっていることが特徴的です。

・緑の点や目印になっている公園と、面となっている水田、さらに線状に続く河畔林や並木・街路樹など多様な緑地が連続していることで「みどりのネットワーク」が形成されています。

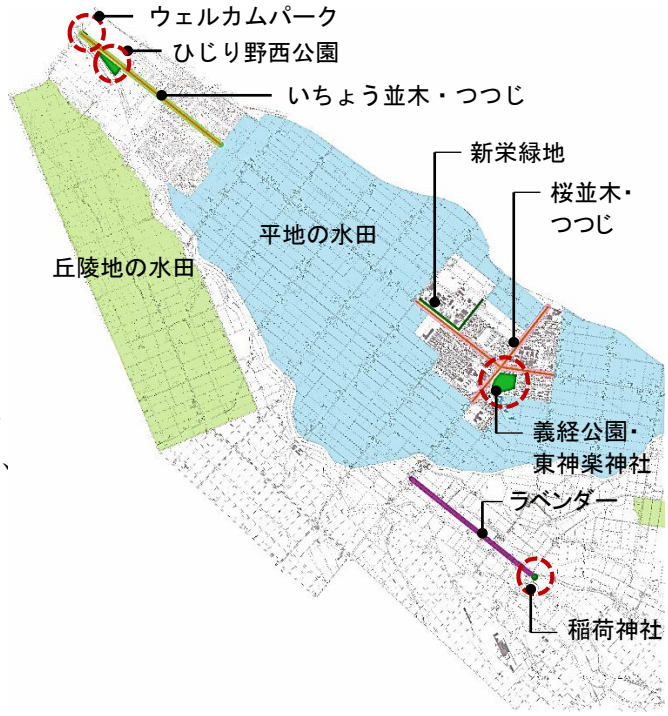

ひじり野西公園

義経公園（写真奥）

ラベンダー

（６）まちづくり活動の流れ

〇神楽村の誕生
- 上川原野の開発が進み移住者が増加
- 明治25　神楽村が誕生

〇稲作のはじまり
- 明治27　区域内にあった東御料地の貸し下げ
  →農地としての開拓（水田）
  →水害・冷害で畑地へ戻される
- 明治45　大規模なかんがい施設完成
  →畑地から水田へ転換
- 大正期に水田耕作が定着

〇分村・新たなまちへ
- 昭和18　神楽町から東神楽村に分村
- 昭和33　明るい健康農村建設運動
  →「花のまちづくり」のスタート

〇東神楽町・旭川空港
- 昭和41　東神楽町　町制施行
  →花いっぱい運動（新生活運動）
- 昭和41　旭川空港開港

〇花のまち・東神楽町へ成長
- 平成元　大規模住宅地造成（ひじり野団地）
- 平成2年に約5,700人⇒平成12年5月に8,000人
- 平成25年10月には10,000人を超えた

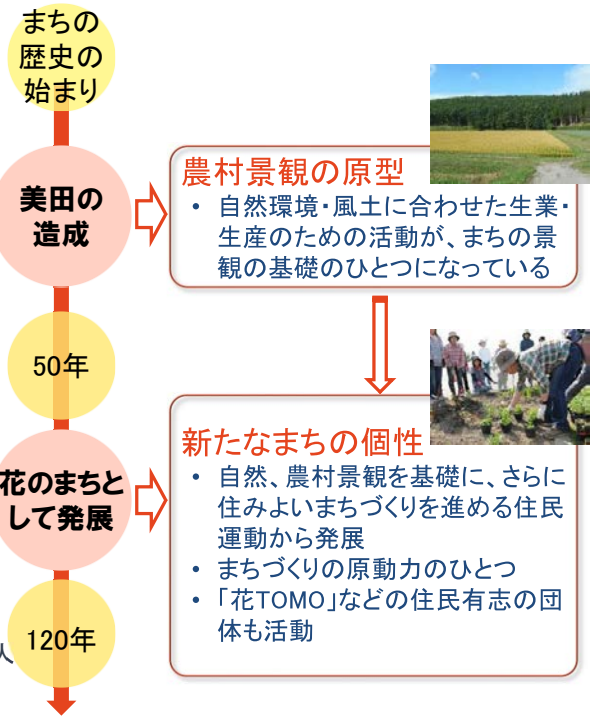

・昭和３３年に始まった「明るい健康農村建設運動」や「蚊とハエのいない北海道建設運動」などによる、環境整備に合わせて花が植えられてきました。

・昭和３９年には、村や農業改良普及所を中心に環境美化運動の一環として、花壇づくりの指導が開始され、しだいに花のある風景が広がり始めていきます。

・町制が施行された昭和４１年には、「美しい町づくり全国コンクール」で、中央婦人会が優良地区表彰を受賞。昭和４４年には、「花のある職場コンクール」で役場が内閣総理大臣賞を受賞し、「花のまち東神楽」としてクローズアップされます。このころから市街地の町内会ごとに独自の花壇が設置され、花を中心としたまちづくりが進められてきました。その後も、町民が一体となって「花いっぱい運動」を盛り上げ、現在に至るまで環境整備や花のまちづくりなどの賞を数多く受賞しています。

・近年は、「花ＴＯＭＯ」などの地域住民による有志の活動団体も町内各地で活動しています。

役場前の立体花壇

花植え活動

（７）まちの歴史文化資産

○まちの歴史

【義経台の由来（東神楽神社、義経公園）】

東神楽神社

・平安時代の武将である「源義経」は兄の源頼朝に追われ、奥州平泉から北海道に渡って来たとされる逸話がいくつか残されています。

・この地域でも開拓当時、アイヌの人が時折この小高い岡である義経台に来てドブロクを酌み交わし、酒宴の最後に「ギケイコー、ギケイコー（※義経公の音読み）」といって全員拍手をして宴を閉じたことから、義経台と呼ばれるようになったという言い伝えがあります。

・その後、この地域の人々が、義経台を鎮守の拠点に選び、明治３０年に祠を建立したのが東神楽神社の始まりとされています。※出典：東神楽町 80 年史ほか

【開拓（稲作）、花のまちづくりの興り】

・明治２年に開拓史が置かれ、政府による北海道開発が推進されました。現東神楽町の付近一帯は、天皇の領地である「御料地（皇室財産）」として定められます。以来、上川原野の開発が進むにつれて、移住者が増加していきました。

・明治２５年には神楽村が誕生します。

・明治２７年から東神楽区域内にあった東御料地の貸下げがあり、原野は農地として開拓されていきます。明治２９年に水田での米の試作に成功し、多くの人々が小川や谷地などで試作を行いました。明治３５年には東御料地第一水利組合が設立されましたが、度重なる水害・冷害に見舞われ、増え始めていた水田は畑地へと戻されてしまいました。

・明治４５年に、ようやく大規模なかんがい施設が完成したことにより、畑作から稲作への転換が増え、低台地での造田が進み、今の農村景観の原型が形づくられていきました。

・その後、美田を活かしつつさらに新たなまちの個性を付加させるべく、住民運動から発展する流れで、花のまちづくりへの飛躍を遂げています。※出典：東神楽町百年史

○文化資産

【各地区の神社祭、地鎮祭】

花まつりの一場面

・町内各地区に点在する神社では、豊作などを祈願する地鎮祭などが古くから執り行われています。

【花まつり（毎年８月開催）】

・昭和４５年に１回目が開催されてから、 現在４５回の歴史があります。

【総合文化祭（毎年 11 月開催）】

手打ちそば研究会

・花まつりと同様に、現在４６回開催されている東神楽の文化を象徴する祭典です。

○各地域の住民活動

・手打ちそば研究会、盆踊り、運動会や収穫祭など、地域や公民館単位の活動が盛んであり、地域の文化として今後も大切にしていきたい取組です。

■「暮らしと文化の景観」のまとめ

花植え活動

図書館と花壇

義経盆踊り

ウィンターフェスティバル雪あかり

田んぼの学校

花まつりの一場面

○７つの公民館地区にみられる地区特性に応じた景観

・町役場や公共施設が集積し昭和５０年頃から住宅団地造成により区域が拡大した「中央・市街地地区」と、旭川に隣接し平成元年から大規模な住宅地造成に着手した「東聖・ひじり野地区」の、年代の違う２つの市街地景観が形成されています。

・また、市街化調整区域となっている「聖台地区」、都市計画区域外の「忠栄地区」「稲荷地区」「八千代地区」「志比内地区」においても、成り立ちに応じた景観特性が見られます。

○「ハレ」の景観と「ケ」の景観

・東神楽町役場や公共施設のある中心部はシンボル的な顔となる格式的な「ハレ」の景観であり、一方、周辺の住宅地は普段の生活で楽しむ「ケ」の景観といえます。歩いて楽しめる場所やサイクリングなどで楽しめる場所、その際に日常的に山々まで見通すことができる「ケ」の景観は、町内の住宅地をはじめとする暮らしの様々な場面で垣間見ることができます。「ハレ」の景観、「ケ」の景観ともに東神楽町ならではの景観を構成しています。

注釈：ハレとケ　民俗学や文化人類学では、「ハレ（晴れ）」を祭礼や年中行事を行う「非日常」、「ケ」を普段通りの「日常」という意味で用いている。

○まちのみどり景観

・まちの玄関口となる「東聖・ひじり野地区」や旭川空港周辺には、ひじり野西公園やグリーンポートなど、まとまった広さの公園があるほか、「中央・市街地地区」に位置する工業地域では良質な緑地空間が整備されるなど、町内外を利用対象とした緑地や、来街者を迎え入れる緑地・沿道緑化が整備されています。

Ⅱ 東神楽町の景観づくりに向けた課題

景観を活かしたまちづくりを進めていく際に重要になる視点や、さらに魅力を高めていくときに考慮すべき観点を以下のような課題として整理します。

１　「東神楽らしさ（景観的特徴）」の認識

～様々な景観上の特徴があっても、認識されていない

東神楽町には、文化、地域の農業（産業）、森林、花といったバラエティに富んだ景観がありますが、町内に住んでいても、そのような景観の存在を知らない場合も多いようです。私たち町民がまず、まちや景観に対する「気づき」や「関心」を持つことが、景観づくりを進める第一歩でもあります。

２　価値の共有

～美しい景観を、たくさんの人たちと分かちあうことが必要である

普段の生活の中で当たり前のように目にしているために、その景観の魅力やその景観の魅力が阻害される事態になっても問題に気づかない場合があります。その景観が見慣れたものであればあるほど、景観の価値を見落としてしまいがちになります。

「美しい景観」をあらためて認識するために、景観に関するイベントなど、様々な立場の人が集まって、景観やまちづくりを考える機会に参加していくことが価値の共有につながっていきます。

３　統一性・質の向上

～まちなみデザインの統一性や花のまちとしての質の向上を図る必要がある

～地区ごとの特徴づけと全体の統一性を図る必要がある

まち全体として共通のテーマを持つことで、町内外の人が、地域全体としての景観をまとまりあるものとして把握しやすくなります。

まずは景観特性の似かよっている範囲を景域として捉え、それぞれの特性に合った景観形成やまちづくりを進めていくことで、身近にある景観の質の向上を図ることができます。

４　情報発信の充実

～景観の良い場所や季節ごとの景観など、情報発信を充実させる必要がある

これまで行っていた情報発信の方法に加えて、撮影ポイントの登録制度やＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用するなど、町民やまちを訪れた人も情報発信を行えるような新たな方法も取り入れながら、世代ごとに異なる情報収集にあわせた情報発信を充実させていくことが求められます。

５　住宅地のみどり

～新しい住宅地は、まだ緑が少ない

ここ十数年で整備が行われてきた東聖・ひじり野地区などの新しい住宅地は、まちなみが統一されているイメージを受ける反面、緑が少ない印象もあります。新たにスタートした市街地としての景観を緑豊かで住みやすい住宅地にしていくためには、地域住民自らが緑を植え、育て、維持していくという意識を育てていくことが必要です。

６　花のまちづくりの体制・仕組み

～持続的な花のまちづくりのための体制づくり、仕組みづくりが必要

企業の参加、住民・地域組織の参加、行政の協力体制や仕組みなど、横のつながりや連携ネットワークを形成することで、これまで以上に、継続的で長期的なまちづくりや景観づくり行っていくことが可能になります。

誰かがやるのではなく、誰もができる花のまちづくりの仕組みや体制を構築していく必要があります。

ひじり野

中央市街地

高台から低地部への眺め

工業団地緑地帯

グリーンポート

第２章　景観まちづくりの基本理念・基本方針

Ⅰ　基本理念

東神楽町には、町内全体を巡るように流れる大小の河川、開拓時代の歴史を伝える殖民区画とそこから望む大雪山の遠景、扇状地に広がる豊かな水田や畑地、天然林・人工林が広がる森林や丘陵地といった地理的に多様な景観が存在し、水を湛える水田と残雪のある山々の景観、新緑と一面に広がる菜の花の景観、紅葉と黄金色の稲穂の景観、澄んだ空気と幻想的な雪の銀世界など、四季を通じた様々な表情を見ることができます。その多様な景観は、町の背後に控える大雪山というシンボルのもと、自然や文化、暮らしや農業の営みが深く関わって育まれてきたものです。

大雪山の恵みがまちの隅々まで行き渡り、コンパクトな中に凝縮された多種多様な景観要素が長きにわたって息づいていくまちとなるよう、私たちみんなが共有できる東神楽町の景観まちづくりの基本理念を次のように掲げます。

大雪山の自然の恵みが息づく　花のまち

～雄大な山並みを望む空の玄関口　水・みどり・花で育む田園景観づくり～

Ⅱ　基本姿勢

基本理念の実現に向けては、町民・事業者・行政が一体となり、皆で景観を「守る」「創る・育む」「整える」といった関わり方で、景観まちづくりを進めていきます。

一体となった姿勢での景観まちづくり

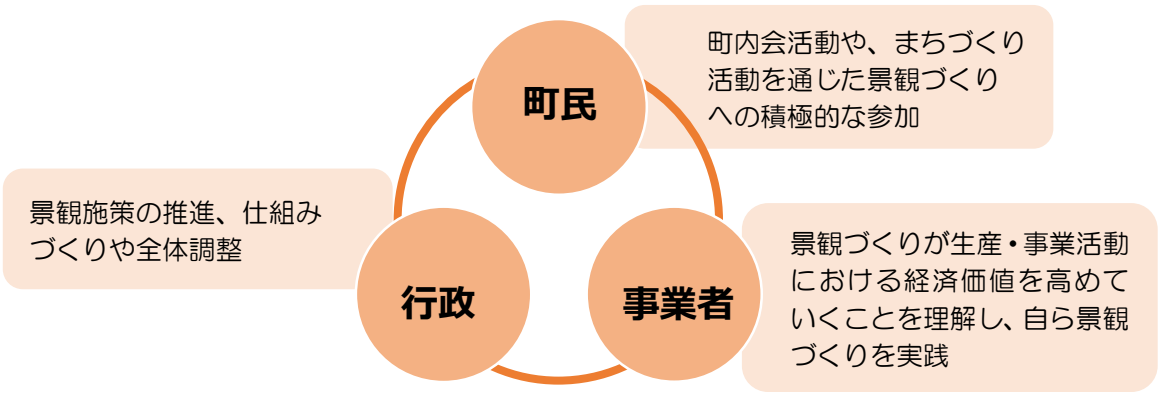

景観まちづくりを進める３つの関わり方

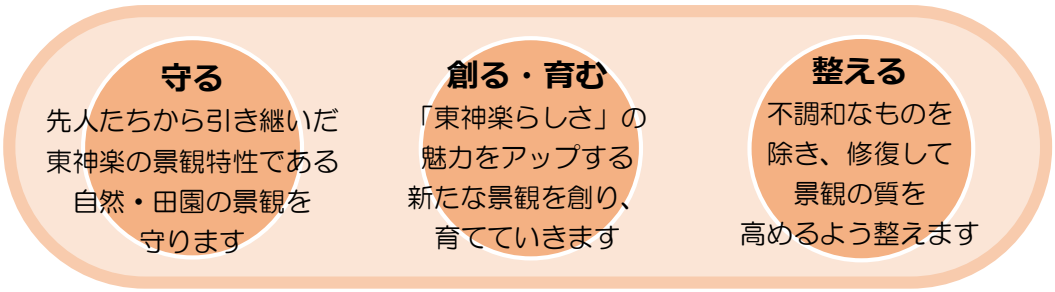

Ⅲ 基本方針

私たちが景観まちづくりの基本理念を実現していくための６つの基本方針を定めます。

１　大雪山の自然の恵みが感じられる景観づくり

（１）山並みへの眺望を大切にする

地域のシンボルである大雪山などの山並みが美しく見える場所（視点場）からの眺めを大切にします。

（２）地形・植生を大切にする

地域の歴史を伝え、多様な景観を生み出している地域ならではの地形や植生を大切にします。

（３）川と緑のある風景や四季折々の風景を大切にする

大雪山を起源とする豊かな水資源である大小の河川とその河畔林、水辺空間を大切にします。

また、春・夏の緑色、秋の黄金色、冬の白銀の世界など、自然が織りなす季節ごとの風景を大切にします。

２　豊かな自然環境の中の農業景観づくり

（１）多様な農業景観を大切にする

稲作、畑作、牧畜といった多様な農業景観を大切にします。

（２）農業景観にふさわしい施設づくりを行う

クリーンで豊かな大地のイメージや美しい農業景観を損なわないよう、農業用施設や農家住宅といった建築物、案内サイン等の工作物などの色彩・デザインに配慮します。

３　田園のまちにふさわしい市街地景観づくり

（１）市街地の緑を大切にする

既存の緑地帯や街路樹などの緑を大切にし、積極的に緑を育てていきます。

（２）緑や花が映える街並みづくりを行う

隣接する自然景観や農業景観との調和を意識しながら、市街地の建築物、看板などの色彩・デザインに配慮します。

（３）歴史文化を継承し、にぎわいを創出する

地域で営まれる活気に満ちた祭りや催しなどを有形・無形の歴史文化資産として継承していけるよう、人が集まるにぎわいの景観を大切にします。

※視点場（ビューポイント）：
町内外の人が気軽に東神楽の景観を楽しむことのできる場所として、丘陵地や台地、橋梁、公園など良好な眺望が望める地点を視点場（ビューポイント）と定義します。

４　地区の個性と連続性が感じられる景観づくり

（１）地区の個性を大切にする

それぞれの地区が景観の個性や特徴を伸ばし、魅力を高めていく景観づくりを進めます。

（２）まちのまとまりと連続性を大切にする

山並みを望む沿道景観や川や緑のネットワークなど、連続性を意識した景観づくりを進めます。

また、まちの外縁や出入口にあたる場所は、周辺市町と接する境界でもあるため、隣接する市町との調整や連携した景観づくりを進めます。

５　空の玄関口としてのおもてなしの景観づくり

（１）コンパクトで質の高いおもてなしの景観を表現する

季節の花による沿道景観づくりや案内サインの充実、そして看板、広告物の規制など、道内外、諸外国からの来訪者が北の大地を感じられるおもてなしの景観づくりを進めます。

６　花づくりによる連携のしくみづくり

（１）花を通じた多様な世代の交流を大切にする

ガーデニングや地区の花壇づくりをきっかけに、多様な世代の交流と地域コミュニティの活性化を進めます。

（２）みんなの参加を大切にする

町民、事業者、行政が役割分担し、みんなが協力し合う「花のまち」のしくみづくりを進めます。

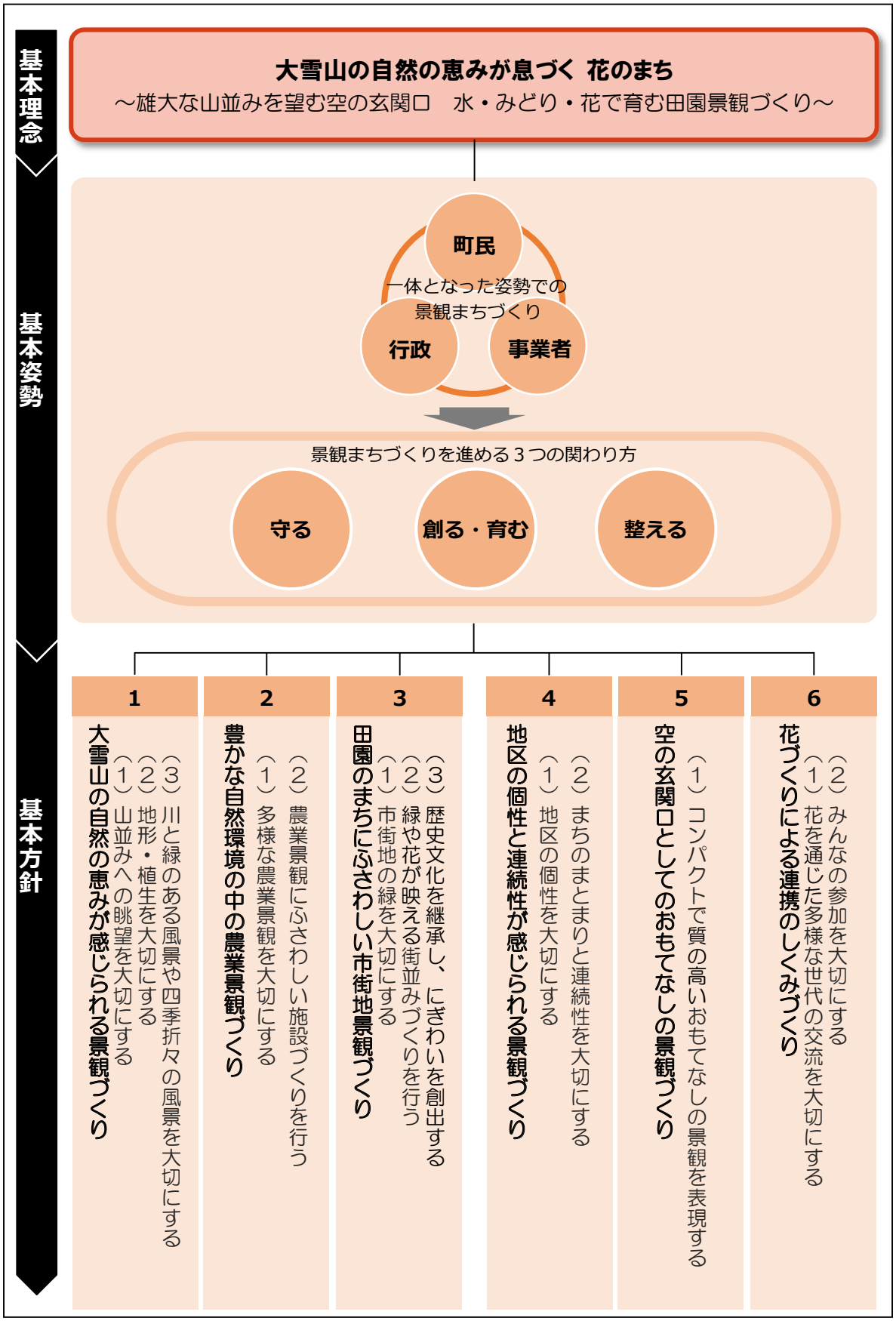

基本理念・基本方針の体系図

Ⅳ 景域ごとの方針（面の要素、軸の要素、点の要素）

東神楽町の区域内を景観特性の共通性などから分類したものを「景域」と定義します。

本町の景域を「面の要素：景観エリア」、「軸の要素：景観ライン」、「点の要素：景観ポイント」の３つに整理します。

ここでは、東神楽町の景観特性である「多様性」を引き出していくため、全体的な景観まちづくりの方針と合わせて、景域ごとの方針を設けることとします。

面の要素

1　景観エリア
（１）市街地景観エリア
（２）農地景観エリア
（３）丘陵・森林景観エリア
（４）空港景観エリア

軸の要素

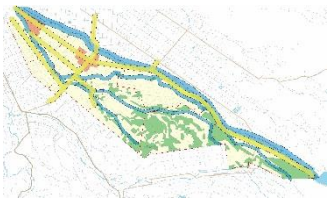

2　景観ライン
（１）沿道景観ライン
（２）河川景観ライン

点の要素

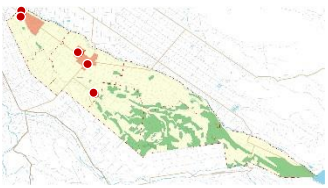

3　景観ポイント
（１）ランドマーク・アイストップ

１　景観エリア

（１）市街地景観エリア

花のまちの顔となる中心部

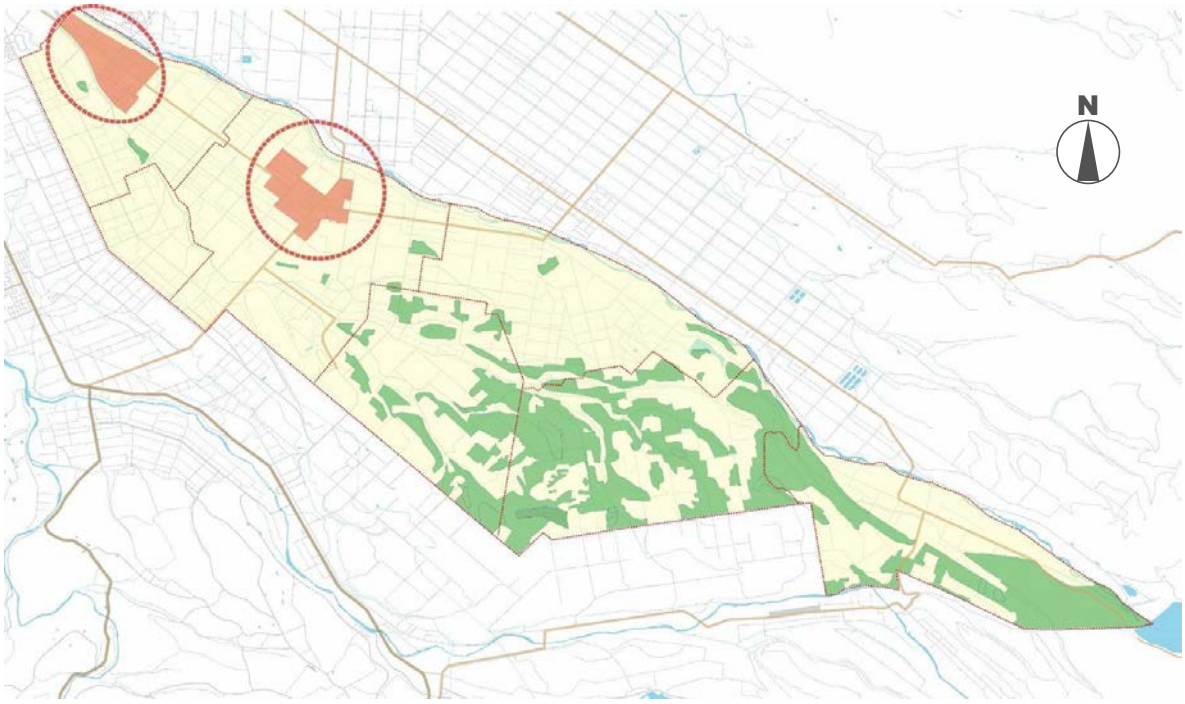

■市街地景観エリアの特性

東神楽町は、北海道第２の都市である旭川市に隣接する町で、旭川圏都市計画区域内に位置し、市街化を促進する地域と市街化を抑制する地域を明確に分けています。

市街化を促進する地域としては、役場やバスターミナルといった公共施設やスーパーなどの利便施設が立地する中央部の市街地と、平成元年からの宅地造成により開発されたひじり野地区の市街地の２つが存在します。

旭川市に近いひじり野地区の市街地では、新築住宅の建設や大型のショッピングセンターの建設など、近年の開発も盛んであり、ファミリー世帯による人口も増加しています。また、旭川市と接する道道東川東神楽旭川線（道道２９４号）の紅葉橋の袂には、東神楽町への入口として花で彩られたウェルカムパークが位置します。この地点からは遠くの山並みや田園の広がりを見ることができ視点場（ビューポイント）としても機能しています。

中央部の市街地は、古くからの既成市街地であり、緑地帯や各住戸の庭木、街路樹などが成熟し、緑の多い落ち着いた市街地が形成されています。

「花のまち」としての長年の取組により、沿道植樹桝の草取りや花壇スペースの整備、公共スペースの花植えなどが盛んで、市街地の中心部交差点付近の電柱を沿道からセットバックさせるなど、顔となる中心部の景観づくりが積極的に進められてきたエリアです。

■景観まちづくりの方針

●まちの「顔」となる景観づくり

場所	中心部交差点、主要道路沿い、多くの人が集う公園など
対象	花壇、フラワーポット、公共施設、商業施設、道路付属施設、看板、案内サイン
取り組む人	地域にお住まいの人、事業活動を行う人、行政

・市街地の中心部交差点は、各主体が連携し、花や緑を活かした飾りつけを行ったり、外灯、案内サインなど道路付属物のデザインの整理などを進めていきます。
・市街地の道道沿いは、街路樹の維持管理や植樹桝の草取りなどの沿道景観づくりに取り組みます。また、沿道の建築物・広告物の色彩、デザインについて、周囲の緑や田園風景に調和するよう配慮します。
・お祭りや催しが開かれまちの拠点となる公園や広場空間では、既存樹木や花壇の維持管理、敷地内工作物のデザイン整理のほか、花植えに活用できるスペースの確保など、人が集まることによるにぎわいの創出と誘導に努めます。

●緑と花のある田園のまちらしい街並みづくり

場所	各敷地内
対象	建物の外観、庭、看板
取り組む人	土地・建物の所有者、賃借者、管理者など

・敷地や建物の維持管理を適切に行い、緑や花を育てるなど、地域皆で清潔感と潤いを感じる街並み景観づくりに取り組みます。
・建物や付属の物置、車庫などの色彩は彩度を抑えるよう、配慮します。

●視点場からの眺望の確保

場所	ウェルカムパーク、その他眺望に適した場所
対象	視点場付近の建築物・工作物、看板、花壇
取り組む人	行政、各施設管理者、事業者、NPO、視点場付近にお住まいの人など

・眺望対象の保全と、眺望に適した場所は、視点場（ビューポイント）の指定や整備を進めます。
・大雪山連峰や丘陵地などの景観資源に対する良好な眺望が望める地点の周辺では、眺望をさえぎらないように配慮します。

（２）農地景観エリア

雄大な自然と田園景観

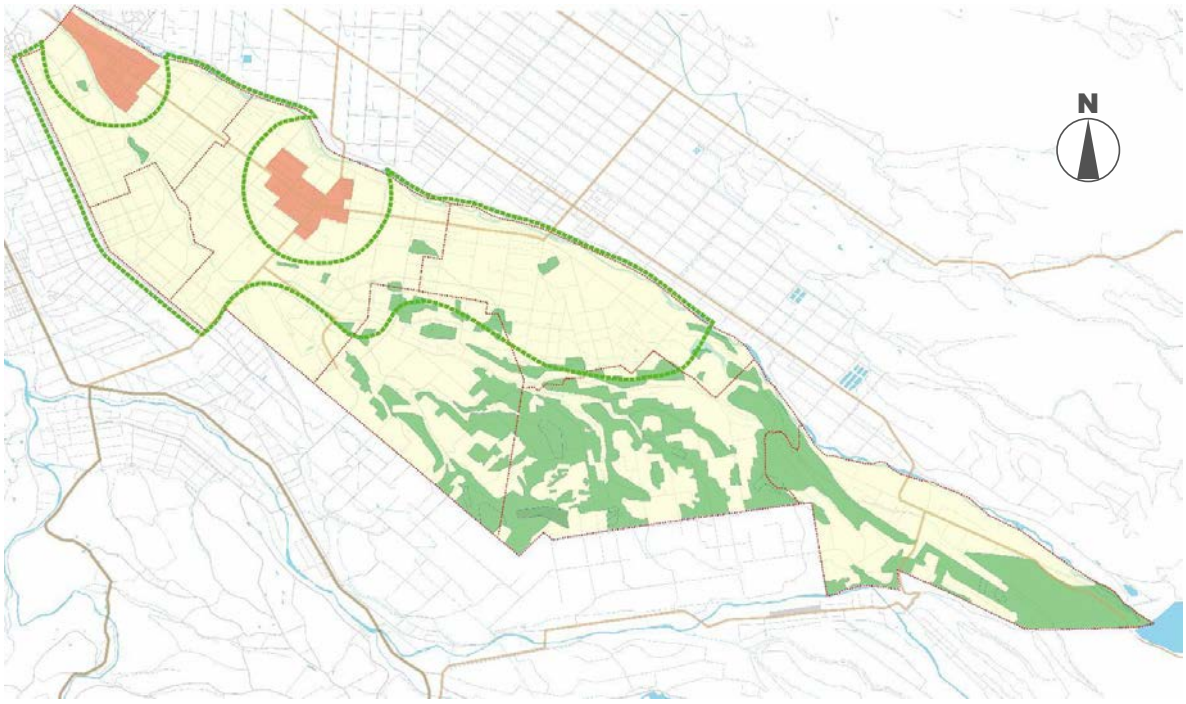

■農地景観エリアの特性

水田、畑地が広がっているエリアです。

市街化を抑制する地域であり、農業の振興を図る地域であるため、建築物は主に農業用の施設しか建設されないことから、平地では山並みへの眺望がよくとれます。また、農業用水路や河川などの水辺空間も農地と一体的な景観を生み出しています。さらに、忠栄地区など高低差のある地域では、丘陵地の地形を生かした棚田が見られます。

農地内の建物は、主に農家住宅、農業用倉庫が防風林（屋敷林）と一体的に立地し、点在しています。

■景観まちづくりの方針

●豊かな自然と一体的な農業景観の保全

場所	水田、畑地などの農地
対象	農地、農業用施設、農家住宅
取り組む人	農業を営む人、農地エリアにお住まいの人、農地エリアで建築物・工作物を建築する人

・農業用施設、農家住宅は、周辺景観と調和した色彩･デザインになるよう配慮します。また、周辺景観を阻害しない適切な配置と規模とするよう配慮します。
・農業景観の魅力を損なわないよう、案内サインなどの工作物の乱立を避け、周辺景観と調和した色彩・デザインになるよう配慮します。

●視点場からの眺望の確保

場所	水田、畑地などの農地、その他眺望に適した場所など
対象	農地、農業用施設、農家住宅、視点場付近の建築物・工作物
取り組む人	農業を営む人、農地エリアにお住まいの人、農地エリアで建築物・工作物を建築する人

・平野部の水田地域では、主要な道路沿いからの山並みへの眺望をさえぎらないように配慮します。
・眺望対象の保全と、丘陵地、橋梁など眺望に適した場所は、視点場（ビューポイント）の指定や整備を進めます。
・大雪山連峰や丘陵地などの景観資源に対する良好な眺望が望める地点の周辺では、眺望をさえぎらないように配慮します。

（３）丘陵・森林景観エリア

豊かな自然を体感

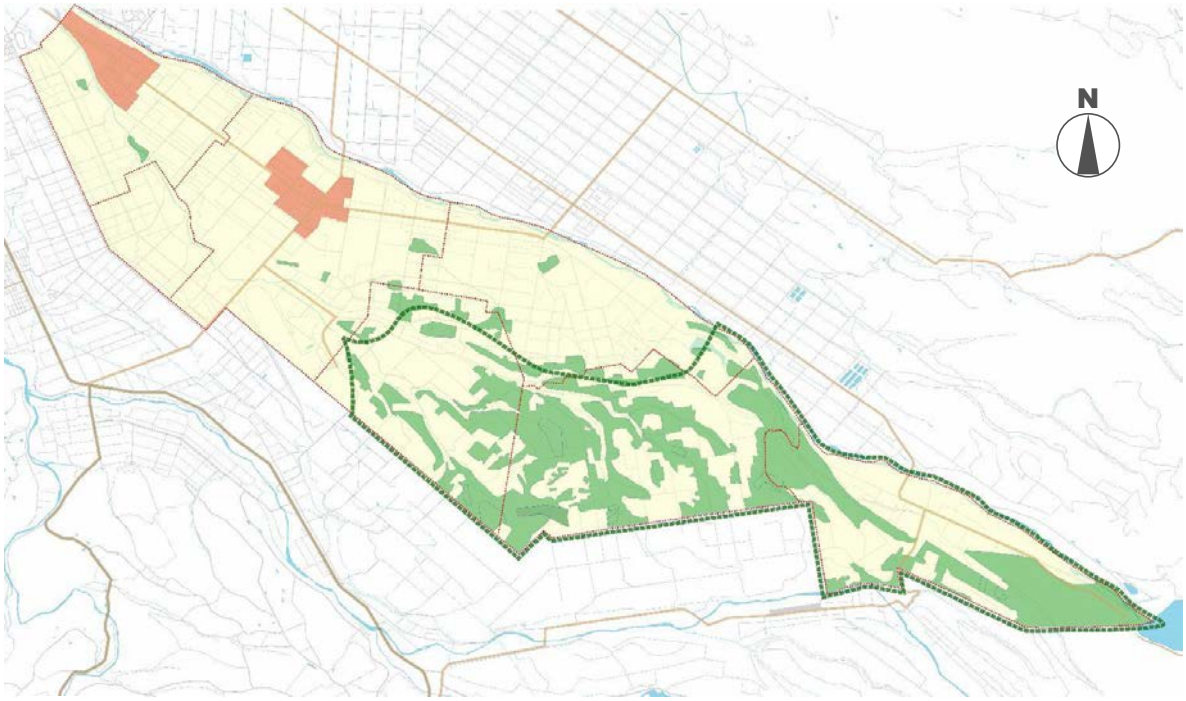

■丘陵・森林景観エリアの特性

丘陵地と森林が広がるエリアです。

丘陵地では酪農を営む農家が複数あり、牧草地も多くみられます。

温泉施設やキャンプ場などのアウトドアが楽しめる「ひがしかぐら森林公園」が整備されており、気軽に自然を体験することができるエリアとなっています。

■景観まちづくりの方針

●起伏に富んだ丘陵地と豊かな森林から生まれる景観の保全

場所	森林公園、牧草地、民有林
対象	森林公園内の施設、牧草地、民有林
取り組む人	森林公園管理者（行政）、農業を営む人、山林所有者

・森林公園内の建築物・遊具などの工作物は周辺景観と調和した色彩・デザインとなるよう配慮します。
・丘陵地からの山並みが見える場所（視点場）からの眺望をさえぎらないように配慮します。

（４）空港景観エリア

空の玄関口　広い空の景観でおもてなし

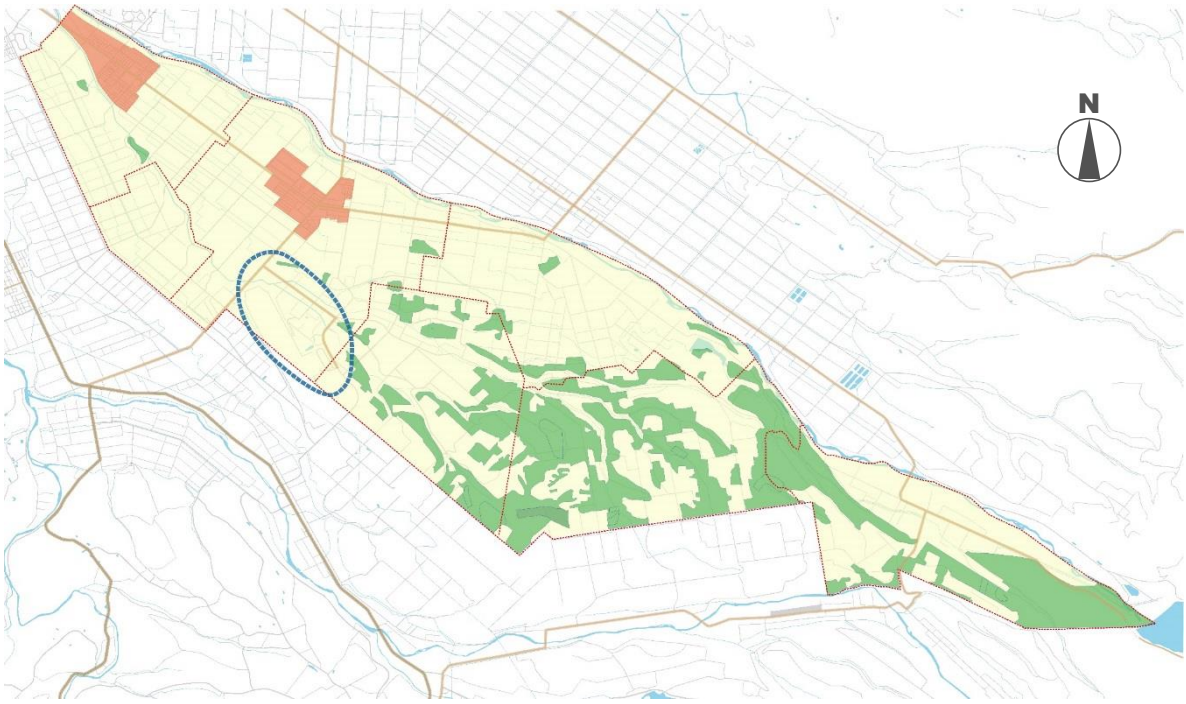

■空港景観エリアの特性

旭川空港滑走路と空港ターミナル、旭川方面と空港を結ぶ主要道道旭川空港線、空港公園グリーンポートがあるエリアです。

東京、名古屋と結ぶ国内線と台湾、中国、韓国とを結ぶ国際線が発着しています。近年では、アジア諸国からの来訪者が急増しており、北海道の北の玄関口としての役割を担っています。

空港公園グリーンポートはターミナルビルに近接しており、滑走路や周辺景観、大空の広がりを楽しむことができる場所となっています。

道道旭川空港線沿道は屋外広告物の規制地域となっており、また、高さを抑えた街路灯、ラベンダーの植栽など、これまでも積極的な景観づくりに取り組んできたエリアです。

■景観まちづくりの方針

●空の玄関口にふさわしい「おもてなし」の景観づくり

場所	空港ターミナル周辺、グリーンポート周辺、道道旭川空港線沿い
対象	花壇、看板、道路付帯施設、沿道建築物
取り組む人	空港管理者、沿道事業者、NPO、行政など

・各主体が連携し、ウェルカム花壇や沿道植栽の取組を進めます。
・グリーンポートからの山並みへの眺望をさえぎらないように配慮します。
・屋外広告物の規制により、自然景観を阻害しない景観づくりを進めます。
・沿道の建築物は、周辺景観と調和した色彩・デザインとなるよう配慮します。

２　景観ライン

（１）沿道景観ライン

多様な景域をつなぐ

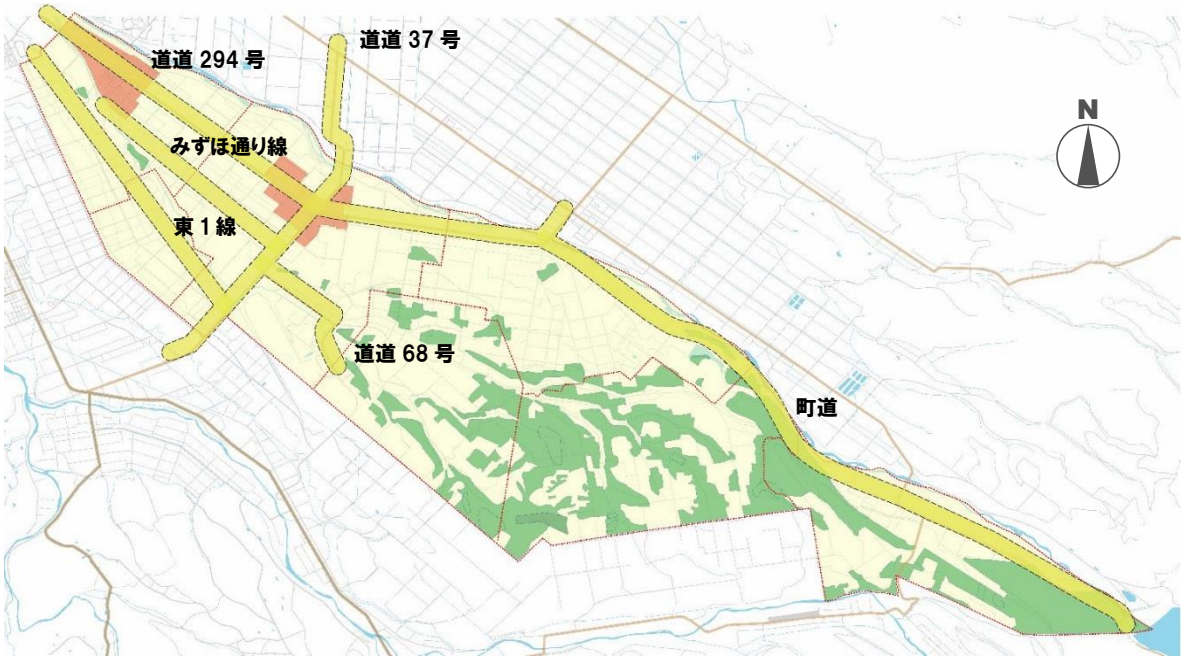

■沿道景観ラインの特性

本町に隣接する旭川市や、その他道内各都市と連結する広域的な交通ネットワークである道道、また、まちの都市軸のひとつでもあり、水田、畑地、丘陵地、森林を展望できる町道などの道路景観の軸です。

道道東川東神楽旭川線（道道２９４号）は近隣地域へのメインのアクセス道路として、日常生活の中でも利用頻度の高い道路であり、当該道路からの景観は日常的に目にすることが多くなっています。旭川方向から入ってくると、商業地から市街地、農地そして河川へと景観がゆるやかに変化していきます。

道道鷹栖東神楽線（道道３７号）も同様に道北方面近隣地区へのアクセスとして、地域住民が多く利用しています。

道道旭川空港線（道道６８号）は空港利用者を出迎える玄関口としての役割も持っており、空港周辺では屋外広告物の規制が行われ、沿道にはラベンダーなどの花が連続的に植えられています。

みずほ通り線は、東聖・ひじり野地区から中央・市街地地区までをつなぐ道路で、沿道からは水田の広がりと高く青い空が一体となった農景観を展望できます。

東１線は、開拓の基盤となった都市軸のひとつです。みずほ通りと同様に水田を中心とした農景観の展望に加えて、東聖・ひじり野地区と聖台地区にかけて傾斜があるため、起伏に富んだ景観も展望できます。

このように、道道や町道などの道路は商業地から市街地、農地、河川、森林と町内の多様な景域をつなぐ景観軸となっています。

■景観まちづくりの方針

●山並みへの眺望を意識した沿道景観づくり

場所	道道 294 号、道道 37 号、道道 68 号、町道（東１線、みずほ通り）
対象	花壇、看板、道路付帯施設、沿道建築物
取り組む人	道路管理者（行政）、沿道事業者、土地・建物の所有者、賃借者、管理者など

・主要な道路沿いからの山並みへの眺望をさえぎらないように配慮します。
・各主体が連携し、街路樹の育成や維持管理、公共・民有地の緑化をすすめ、緑のネットワークや地区の連続性を感じる沿道づくりを進めます。
・市街地の中心部交差点は、各主体が連携し、景観整備活動・交流の場づくりを進めます。
・道道旭川空港線は観光道路として、花景観や屋外広告物の規制・誘導など、おもてなし空間の沿道景観づくりを進めます。
・沿道の建築物･工作物は周辺景観と調和した色彩･デザインとなるよう配慮します。
また、周辺景観を阻害しない適切な配置と規模とするよう配慮します。

（２）河川景観ライン

多様な表情を見せる川のまち

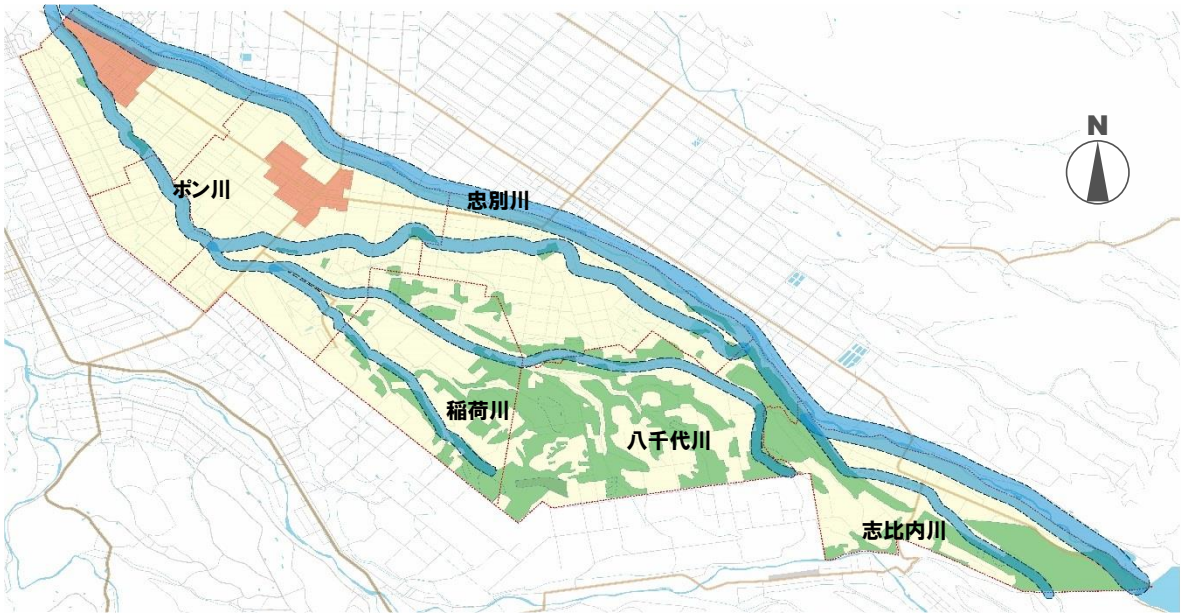

■河川景観ラインの特性

大雪山の忠別岳に水源を発している石狩川水系の「忠別川」が、主に忠別扇状地を形成し、扇状地の肥沃な土壌は、本町の水田農業の発展を支えてきました。忠別川から東神楽遊水地を経て、高台沿いを流れ、紅葉橋下流から再び忠別川に合流する「ポン川」も、灌漑河川として本町農業に重要な役割を果たしています。忠別川には、河川敷のパークゴルフ場や旭川ツインハープ橋のたもとからひがしかぐら森林公園まで延長１５．２㎞のサイクリングロードが整備され、レクリエーションの場としても利用されています。

近年では、鮭の遡上が復活するなど水質も改善しており、人々の生活や活動を支え、多くの生物の住処でもあると同時に、日々の暮らしにおける潤いややすらぎ、癒しの場にもなっています。

■景観まちづくりの方針

●暮らしに潤い・安らぎをもたらす河川景観づくり

場所	忠別川、ポン川、八千代川、稲荷川、志比内川
対象	各河川区域、橋梁、河川敷運動公園パークゴルフ場、河川空間から見える建築物・工作物
取り組む人	河川管理者（行政）など

・緑のネットワーク形成に寄与する河畔林について、治水面と整合を図りつつ適切な維持管理を行います。
・橋梁、柵、各種サインなどの工作物は、周辺景観と調和した色彩・デザインとなるよう配慮します。
・河川を身近に感じられる親水空間や、山並みなど眺望が望める景観スポットの維持管理に努めます。

３　景観ポイント

（１）ランドマーク・アイストップ

周囲の景観的な核、活用の拠点となる場

■ランドマーク・アイストップの特性

まちの出入口や都市軸に位置づけられる道路の結節点などに位置し、地域の景観の中心的存在、目標物や目印として機能している場所がランドマークまたはアイストップとなります。

町内には来訪者を迎えるゲート性の高いウェルカムパークや、ひじり野西公園、中央市街地入口のグリーンベルト（みどりの帯）である新栄緑地、中央市街地から空港に向かって視線を誘導する稲荷神社、まちの中心的存在である義経公園と東神楽神社など５つのランドマーク・アイストップが存在しています。義経公園と東神楽神社は日常のレクリエーションや人々の憩いの空間になる以外に、伝統的な祭りや景観づくりの活動など、人々が集まりにぎわいを生み出す活用の場にもなっています。

■景観まちづくりの方針

●人々が集まることを誘発するにぎわいの景観づくり

場所	各ランドマーク・アイストップ
対象	敷地内の建築物・工作物、視点場付近の建築物・工作物、看板、花壇
取り組む人	行政、土地所有者、NPO、付近にお住まいの人など

・周囲の景観の中で象徴的な要素となるよう、樹木や花壇の育成、適切な維持管理による保全を行います。
・まちの入口や中心的存在となる場所では、各主体が連携し、花や緑を活かした飾りつけなど市街地の中心部におけるにぎわい創出を進めます。
・良好な眺望が望める地点や、その周辺では眺望をさえぎらないように配慮します。

第３章　景観計画区域と区域分類

Ⅰ 景観計画区域

景観法第８条に基づき、景観計画を適用する区域を定めます。

本計画では、基本理念である「大雪山の自然の恵みが息づく　花のまち」の実現に向け、行政区域全域を計画区域とします。

景観計画区域は、行政区域全域

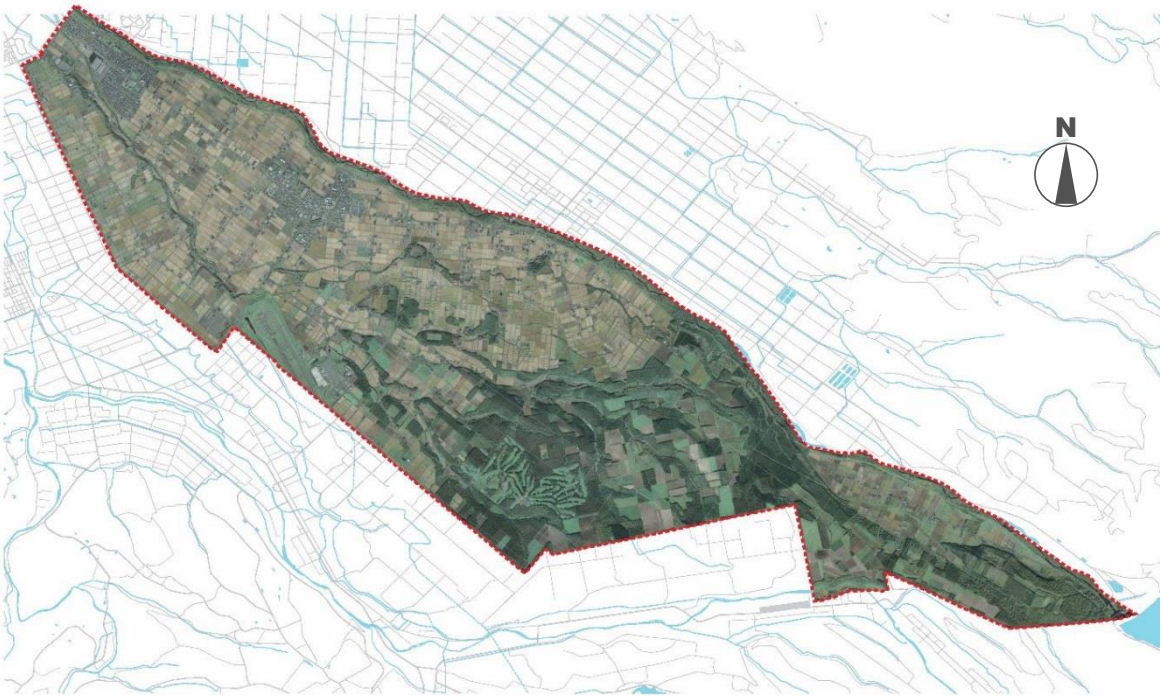

Ⅱ 区域分類

景観計画区域内において、地域ごとの景観特性を活かした景観まちづくりを進めていくため、第２章Ⅳ「景域ごとの方針」で設定した景観エリアをもとに、次の３つに区域を分類します。

●規制内容を検討する区域分類

○**市街地景観区域**（市街地景観エリアと同じ範囲）
○**農地・丘陵・森林景観区域**（農地景観エリア+丘陵・森林景観エリアの範囲）
○**空港沿道景観区域**（空港景観エリア内の道道沿いの範囲）

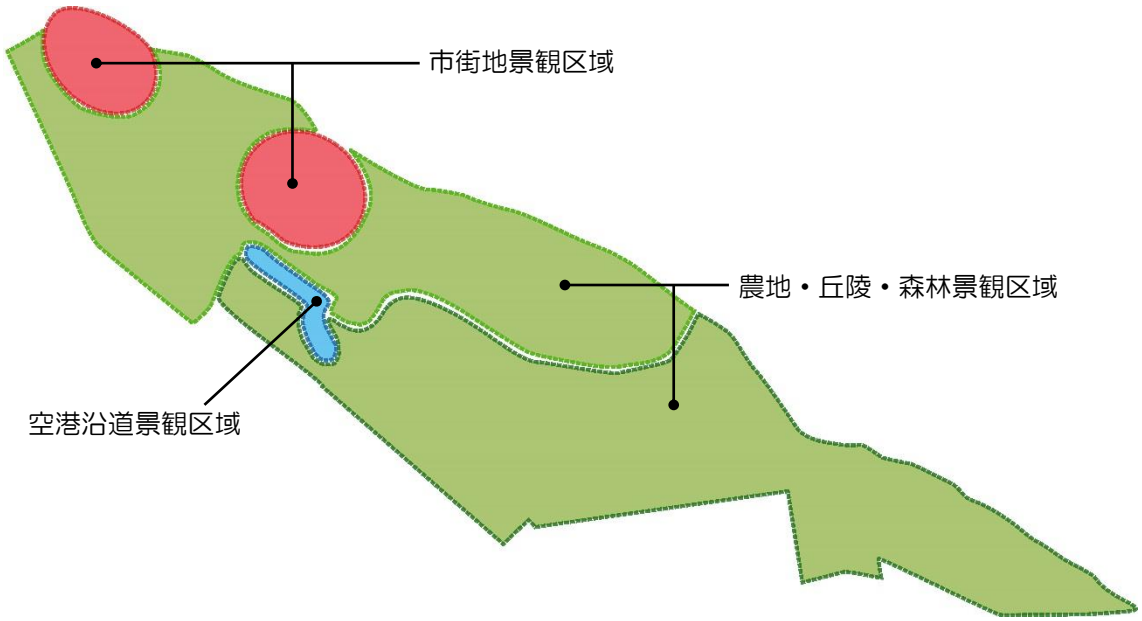

※推進モデル地区の指定の検討

今後、特定のエリアを定めて、モデル的に景観形成を進めていく必要がある場合には、「推進モデル地区」を指定することができることとします。

第４章　良好な景観形成に向けたルール

Ⅰ　景観形成基準の方針

本計画では、景観法第 8 条に基づき、良好な景観づくりを具体的に進めていく上で必要となる規制事項（建築などの行為を行う場合の制限）などを「景観形成基準」として定めます。

本基準を定めるにあたっては、基本理念である「大雪山の自然の恵みが息づく　花のまち」の実現を目指し、「大雪山への眺望保全」「大雪山から続く自然や田園のまちのイメージ保全」といった観点から、建築物などの位置・配置、規模、形態・意匠に関する制限、配慮事項を考えることとします。

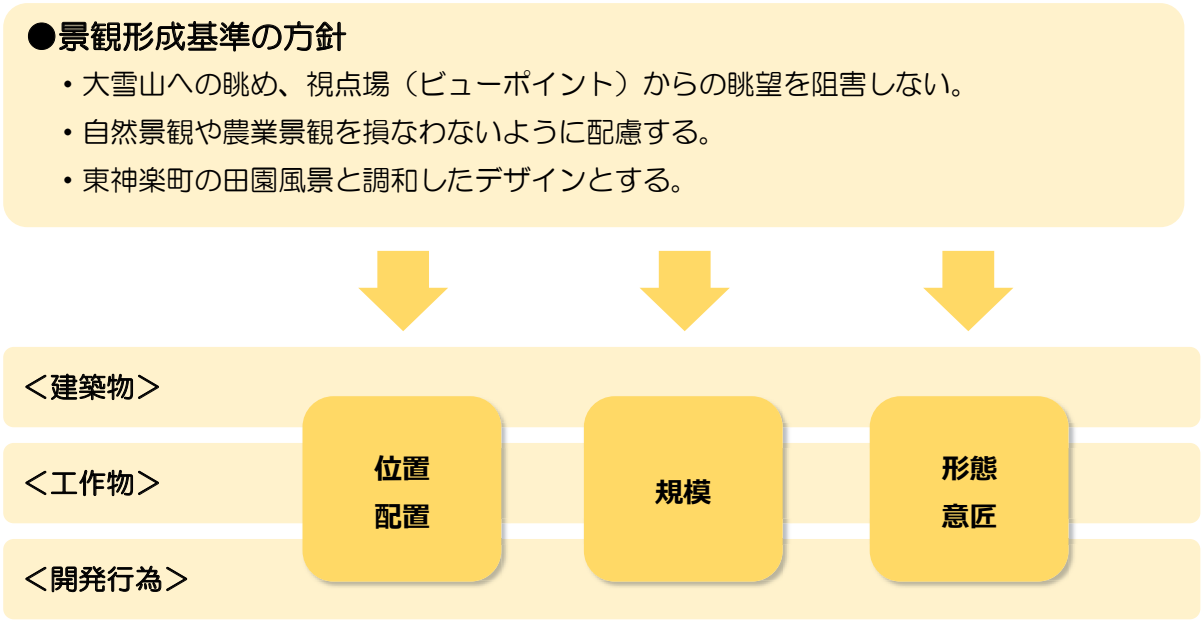

Ⅱ 届出の対象となる行為

一定規模以上の建築物、工作物、開発行為などについて、新築、増改築等の行為を行う場合、行為を行う者は、事前に町に届出を行い、景観形成基準に照らして支障がないかどうか確認を行うものです。次の規模を超える行為が対象となります。

種別	届出の対象となる行為	行為の規模・内容
建築物	新築・移転	・高さ 10m を超えるもの又は延べ面積 100 ㎡を超えるもの
	増築・改築	・増築・改築後の高さが 10m 又は延べ面積 100 ㎡を超えるもの。（ただし、増築又は改築に係る部分の床面積が 10 ㎡以下のものは除く）
	外観を変更する場合	・高さが 10m 又は延べ面積 100 ㎡を超える建築物の外観の変更で、一壁面の変更面積がその面の50%を超えるもの
工作物	柵・塀・擁壁・その他これらに類する工作物	・高さ 3m を超えるもの
	上記以外の工作物	・高さ 10m 又は築造面積 100 ㎡を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物までの高さが 10m を越えるもの
	外観を変更する場合	・上記の規模に該当する工作物の外観の変更で、一壁面の変更面積がその面の 50%を超えるもの
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	・当該行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡を超えるもの
その他	土地の形質の変更（都市計画法に規定する開発行為を除く）	・当該行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（雪、農業用に供する有機物（堆肥）、土地改良事業等における敷地内の土石の堆積を除く）	・堆積物の高さ 3m かつ面積が 1,000 ㎡を超え、堆積期間が 30 日以上のもの
景観法において届出を不要としている行為		
・通常の管理行為、軽易な行為 ・地下に設ける建築物や工作物の建設等 ・仮設の工作物の建設等 ・非常災害時のため必要な応急措置として行う行為 ・その他法令等の規定に基づき行われる行為 ・屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置		

Ⅲ 景観形成基準（行為の制限・配慮事項）

景観形成基準は、第３章Ⅱ区域分類（Ｐ４０）で設定した次の３つの区域別に定めます。

区域１　市街地景観区域

区域２　農地・丘陵・森林景観区域

区域３　空港沿道景観区域

ここでは、次のとおり「景観形成基準」と「参考イメージ」（基準によってどのような景観を目指すのかを例示したもの）の２つで構成しています。

景観形成基準

１　区域１の基準

【市街地景観区域の景観形成基準】（P４４～４６）

（建築物、工作物、開発行為、物件の堆積）

２　区域２、区域３の基準

【農地・丘陵・森林景観区域及び空港沿道景観区域の景観形成基準】（P４７～４９）

（建築物、工作物、開発行為、物件の堆積）

３　全区域の基準

【色彩の基準】（P５０～５１）

参考イメージ

東神楽町全体の景観イメージ（P５２）

１　区域１の景観イメージ

【市街地景観区域】（P５３～５４）

（対象区域の拡大図、目標とする景観のシーン）

２　区域２の景観イメージ

【農地・丘陵・森林景観区域】（P５５）

（目標とする景観のシーン）

３　区域３の景観イメージ

【空港沿道景観区域】（P５６）

（対象区域の拡大図、目標とする景観のシーン）

１【市街地景観区域（市街化区域内）の景観形成基準】

○建築物

項目	景観形成基準
高さ	・　原則として高さ 16m以下とすること。 （※町長が必要と認める場合を除く。） ・　連続したまちなみの形成に配慮し、周辺に突出した印象を与えないようすること。
配置	・　田園や丘陵地、大雪山・十勝岳連峰等、地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望をさえぎらないように配慮した配置とすること。 ・　壁面位置を周辺の規則性にあわせるなど、周囲との連続性に配慮した配置を基本とすること。 ・　歩行者等に圧迫感を与えないよう、道路境界線側にはゆとりをもたせるよう配慮すること。
形態・意匠	・　壁面線や屋根形状など外観のデザインには周辺との調和を図るよう配慮すること。 ・　大規模な建築物の壁面は、長大で単調となることを避け、分割・分節などの工夫を行うこと。 ・　商業地における施設低層部は、周囲の景観に配慮しながら、賑わいと潤いが感じられる意匠や外構の工夫に努めること。 ・　建築物に附帯する設備等は道路等の公共空間から容易に見えないように設置し、又は目隠しする等の工夫をすること。
色彩	・　花と緑が映える色使いを基本とすること。 ・　屋根や壁面の基調となる部分の色彩は光沢を抑え、色相に応じ彩度は原則として別表（Ｐ５０）の数値以下とすること。 ・　複数の色彩を用いる際は色数を抑え、目立つ色彩の使用は最小限にとどめること。 ・　航空機からの眺めに配慮し、屋根の色彩は周辺との調和に配慮すること。 ・　屋根や壁面にはイラスト等の記載は控えること。記載する場合にはワンポイントのロゴマーク、ロゴタイプにとどめること。
緑化	・　沿道から見える場所には樹や花を積極的に植えるなど彩りある沿道景観や心地よい歩行空間づくりに配慮すること。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。

○工作物

項目	景観形成基準
高さ	・　原則として高さ 16m以下とすること。 （※町長が必要と認める場合を除く。） ・　周辺景観の中で突出した印象とならないようにすること。
配置	・　主要な視点場（ビューポイント）から見たときに、大雪山・十勝岳連峰等の稜線を阻害しないように配慮すること。 ・　道路やその他の公共空間からの見え方に配慮し、圧迫感のある工作物の場合、できる限り目立たない場所へ配置するよう配慮すること。
形態・意匠	・　沿道に設置する工作物の場合、街路樹や植栽、花壇など周辺景観の連続性と調和するデザインとなるように配慮すること。 ・　同一敷地内に建築物等がある場合は、素材や色彩などデザインを協調させ、統一感のある形態・意匠となるよう配慮すること。
色彩	・　花と緑が映える色使いを基本とすること。 ・　基調となる部分の色彩は光沢を抑え、色相に応じ彩度は原則として別表（P50）の数値以下とすること。 ・　複数の色彩を用いる際は色数を抑え、目立つ色彩の使用は最小限にとどめること。 ・　航空機からの眺めに配慮し、上空から見える部分の色彩も周辺との調和に配慮すること。 ・　外観へのイラスト等の記載は控えること。記載する場合にはワンポイントのロゴマーク、ロゴタイプにとどめること。
屋外照明	・　外灯などの工作物では、歩行者や自動車の通行において不快なまぶしさを感じさせないよう、光源の設定等に配慮すること。 ・　まちの中心部や商業地では、色温度を統一することや、暖かみのある柔らかな光色や配光とするなど、落ち着きがあり心地よい雰囲気の夜間照明となるよう配慮すること。
緑化	・　沿道から見える場所には樹や花を積極的に植えるなど彩りある沿道景観や心地よい歩行空間づくりに配慮すること。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。

〇開発行為・土地の形質の変更

項目	景観形成基準
規模・形態・緑化など	・　できる限り現況の地形を活かし、地形の改変は必要最低限にとどめること。 ・　切土や盛土を行う場合は、できる限り勾配の緩やかな法面とすること。やむを得ず擁壁となる場合には、目立たない仕上げや植栽による修景を行うこと。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。

〇屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

項目	景観形成基準
規模・形態・緑化など	・　道路やその他の公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること。 ・　やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽による修景を行うこと。

２【農地・丘陵・森林景観区域、空港沿道景観区域における景観形成基準】

○建築物

項目	景観形成基準
高さ	・　原則として高さ 10m以下とすること。 （※町長が必要と認める場合を除く。）
配置	・　田園や丘陵地、大雪山・十勝岳連峰等、地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望をさえぎらないように配慮した配置とすること。
形態・意匠	・　農地や丘陵・森林といった自然豊かな周辺景観と調和した形態・意匠とすること。 ・　大規模な建築物の壁面は、長大で単調となることを避け、分割・分節などの工夫を行うこと。 ・　屋根や壁面は自然や緑に馴染む素材感とし、周辺との違和感が出ないように配慮すること。 ・　建築物に附帯する設備等は道路等の公共空間から容易に見えないように設置し、又は目隠しする等の工夫をすること。
色彩	・　花と緑が映える色使いを基本とすること。 ・　屋根や壁面の基調となる部分の色彩は光沢を抑え、色相に応じ彩度は原則として別表（P50）の数値以下とすること。 ・　複数の色彩を用いる際は色数を抑え、目立つ色彩の使用は最小限にとどめること。 ・　航空機からの眺めに配慮し、屋根の色彩は周辺との調和に配慮すること。 ・　屋根や壁面にはイラスト等の記載は控えること。記載する場合にはワンポイントのロゴマーク、ロゴタイプにとどめること。
緑化	・　沿道から見える場所には樹や花を積極的に植えるなど彩りある沿道景観づくりに配慮すること。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。 ・　特に河川や河畔林を含めた水辺空間においては既存樹木を含めた生態系の保全に努めること。 **【空港沿道景観区域】** ・　来訪者に北の大地を印象付けるような連続した花と緑の沿道景観づくりに努めること。

※空港沿道景観区域は、旭川空港から道道旭川空港線（道道 68 号）沿いの道道鷹栖東神楽線（道道 37 号）との交差点部分までとします。

○工作物

項目	景観形成基準
高さ	・　原則として高さ 10m以下とすること。 （※町長が必要と認める場合を除く。）
配置	・　主要な視点場（ビューポイント）から見たときに、大雪山・十勝岳連峰等の稜線を阻害しないように配慮すること。 ・　道路やその他の公共空間からの見え方に配慮し、圧迫感のある工作物の場合、できる限り目立たない場所へ配置するなど、周辺の農地、丘陵、森林の連続性に配慮すること。
形態・意匠	・　農地や丘陵・森林といった自然豊かな周辺景観と調和した形態・意匠とすること。 ・　沿道に設置する工作物の場合、街路樹や植栽、花壇など周辺景観の連続性と調和するデザインとなるように配慮すること。 ・　同一敷地内に建築物等がある場合は、素材や色彩などデザインを協調させ、統一感のある形態・意匠となるよう配慮すること。
色彩	・　花と緑が映える色使いを基本とすること。 ・　基調となる部分の色彩は光沢を抑え、色相に応じ彩度は原則として別表（Ｐ５０）の数値以下とすること。 ・　複数の色彩を用いる際は色数を抑え、目立つ色彩の使用は最小限にとどめること。 ・　航空機からの眺めに配慮し、上空から見える部分の色彩も周辺との調和に配慮すること。 ・　外観へのイラスト等の記載は控えること。記載する場合にはワンポイントのロゴマーク、ロゴタイプにとどめること。
屋外照明	・　外灯などの工作物では、歩行者や自動車の通行において不快なまぶしさを感じさせないよう、光源の設定等に配慮すること。 **【空港沿道景観区域】** ・　外灯などの屋外照明は、暖かみのある柔らかな光色や配光とするなど、落ち着きがあり心地よい雰囲気の夜間照明となるよう配慮すること。
緑化	・　沿道から見える場所には樹や花を積極的に植えるなど彩りある沿道景観や心地よい歩行空間づくりに配慮すること。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。 **【空港沿道景観区域】** ・　来訪者に北の大地を印象付けるような連続した花と緑の沿道景観づくりに努めること。

〇開発行為・土地の形質の変更

項目	景観形成基準
規模・形態・緑化など	・　できる限り現況の地形を活かし、地形の改変は必要最低限にとどめること。 ・　切土や盛土を行う場合は、できる限り勾配の緩やかな法面とすること。やむを得ず擁壁となる場合には、目立たない仕上げや植栽による修景を行うこと。 ・　基本的に既存の樹木は保全に努めること。やむを得ず伐採しなければならない場合は、新たに植栽を行うなど緑化に努めること。

〇屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

項目	景観形成基準
規模・形態・緑化など	・　道路やその他の公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること。 ・　やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽による修景を行うこと。

３　色彩の基準

建築物や工作物の外観は、まちなみを決定づける大切な要素です。それぞれが個性的な色使いをすると、まちなみとしては派手で雑多な印象になりかねません。

秩序ある落ち着いた色彩のまちなみは、まち全体の不動産価値を高めることにもつながっていきます。

東神楽町には多彩な景観要素があることから、多様な色合いを認めつつ、周辺の景観との調和を図り、外観の基調となる部分は過度に鮮やかな色彩にならないような基準とします。

●景観形成基準別表

基調となる部分に使用できる色彩の範囲

色相	彩度	明度
R（赤）、YR（黄赤）	８以下	0～10
Y（黄）系	６以下	
上記以外その他	４以下	

色彩基準の適用外のもの

- 着色していない石材、木材、レンガ、金属材等、及びこれらに類するものの色彩
- その他、景観行政団体が認めた色彩

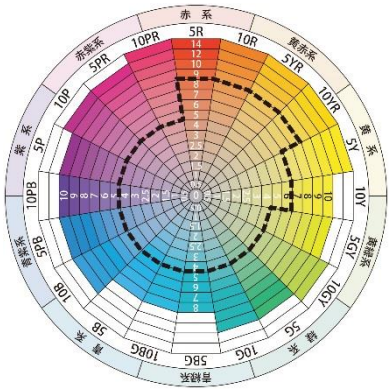

マンセル表色系

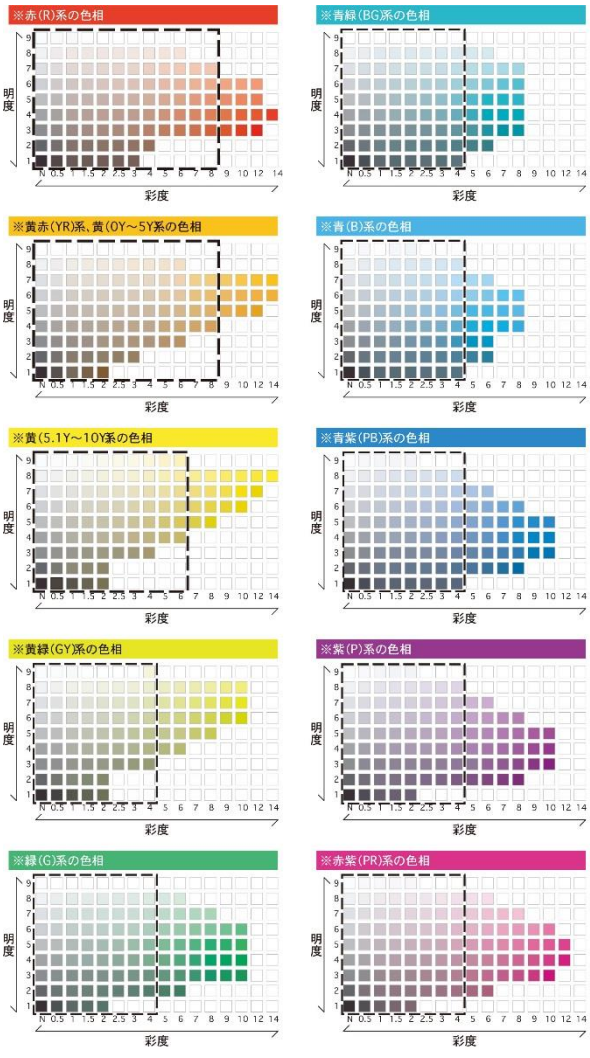

本景観計画では、日本工業規格（JIS　Z8721）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表します。

ひとつの色を【色相】【明度】【彩度】の３つの属性の組み合わせによって表現します。

【色相】

色相は「色合い」を表します。１０種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す０から１０までの組み合わせによって表します。

【明度】

明度は「明るさの度合い」を０から１０までの数値によって表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が１０に近くなります。

【彩度】

彩度は「鮮やかさの度合い」を表します。色相によって異なりますが、０から１４程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、無彩色は０になります。鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

※この表色系は印刷物のため、正確な色彩とは異なります。実際の色彩は「色票」によりご確認ください。

基調となる部分に使用できる色彩

●色彩の選定に関する推奨事項

・色彩を検討する場合には、実際の敷地で、できるだけ大きな実物素材のサンプルを使用して確認するとよいでしょう。印刷物の色見本など面積が小さいものでは、実際の色の印象と異なって見える場合がありますので注意しましょう。
・農村地域などにおいては、周辺の緑の面積に対して建築物、工作物の面積割合が小さく、鮮やかな色彩であっても景観上のポイントとなる場合もあります。そのような観点から鮮やかな色彩を利用する場合にあっては、あらかじめ町と協議を行ってください。

●参考（東神楽町内で見られる身近な花の色をマンセル表記してみました）

つつじ

赤系

7.5R　6/14

色相の　**明度**　**彩度**
種類　区分　区分

さくら

赤紫系

5RP　8/8

菜の花

黄系

5Y　9/10

東神楽町の景観イメージ

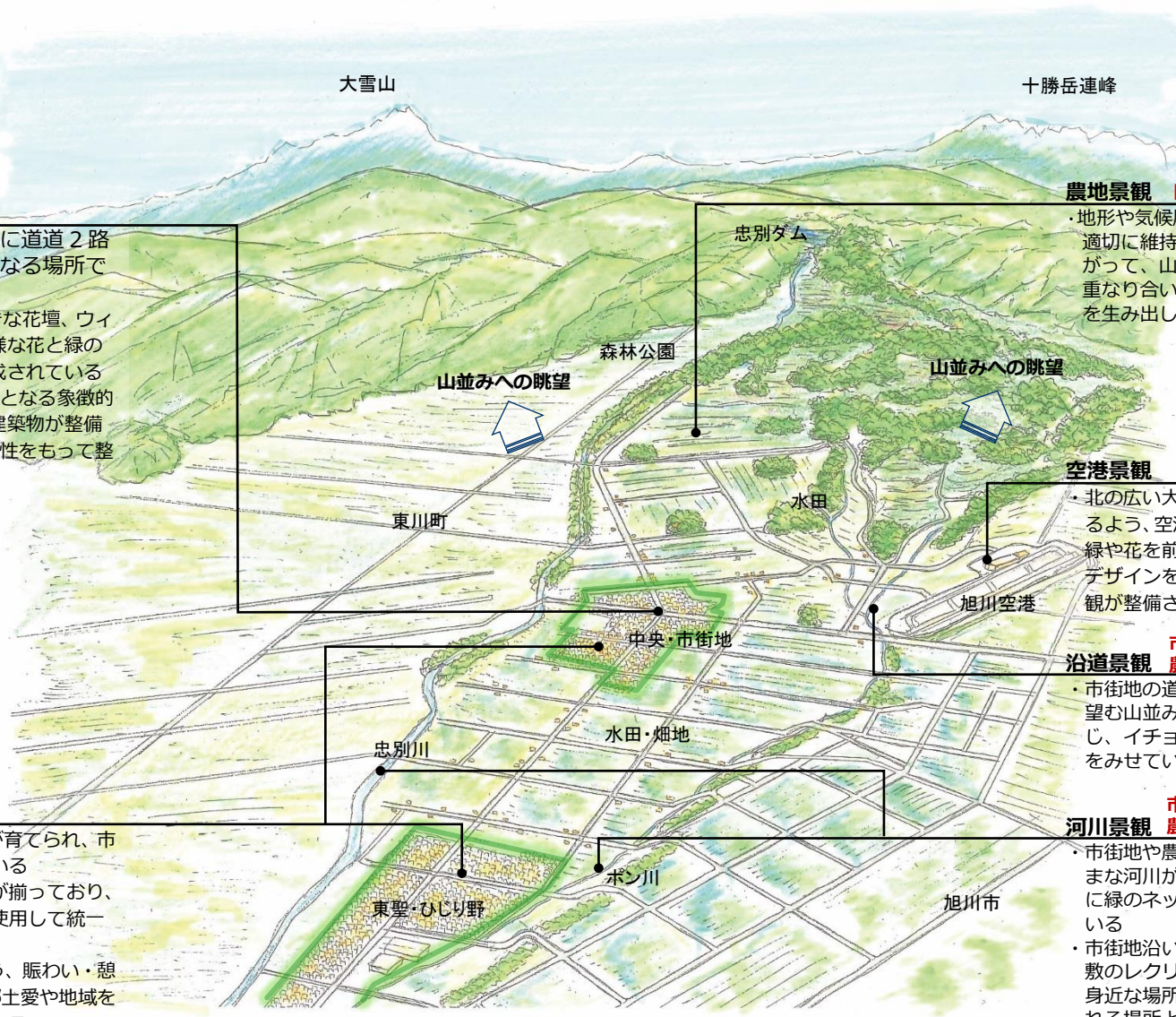

まちの顔　P.53-54

（中央市街地の道道沿い、特に道道２路線の交差点部分はまちの顔となる場所である）

・シンボルツリーや交差点の大きな花壇、ウィスキー樽のプランターなど多様な花と緑の装飾による質の高い空間が構成されている
・交差点部分には、アイストップとなる象徴的で親しみのもてるデザインの建築物が整備され、看板、広告物などが統一性をもって整備されている

市街地景観　P.53-54

・ゆとりある敷地には、緑や花が育てられ、市街地全体が緑と花に包まれている
・建物は高さや外壁ラインなどが揃っており、緑や花に映える色彩や素材を使用して統一感のある街並みとなっている
・まちの中心部には、人々が集う、賑わい・憩いの空間があり、東神楽への郷土愛や地域を大切にする気持ちが育まれている

農地景観　P.55

・地形や気候風土とうまく調和し、適切に維持管理された農地が広がって、山並みや自然景観との重なり合いで、季節ごとの景観を生み出している

空港景観　P.56

・北の広い大地と自然を感じられるよう、空港までの道道沿いは、緑や花を前面にして、人工物のデザインを控えめにした沿道景観が整備されている

沿道景観　市街地など P.53-54　農地など P55

・市街地の道道沿いには、遠くに望む山並みを背景に、桜、つつじ、イチョウなどが季節の彩りをみせている

河川景観　市街地など P.53-54　農地など P.55

・市街地や農地などに大小さまざまな河川があり、河畔林とともに緑のネットワークを形成している
・市街地沿いの親水空間や、河川敷のレクリエーション空間など身近な場所で自然や緑を感じられる場所となっている

１　市街地景観区域（東聖・ひじり野地区及び中央・市街地地区の市街化区域内）

○東聖・ひじり野地区

○中央・市街地地区

【目標とする景観のシーン】

●まちの顔となる景観

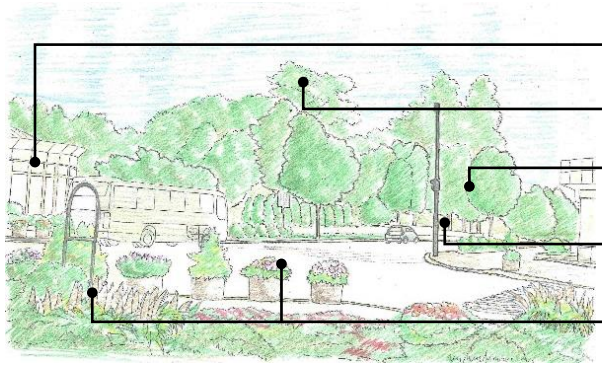

象徴的で親しみのもてるデザインの建築物

既存の豊かな緑の保全

街路樹の育成、維持管理による緑豊かな沿道

過度な装飾を控えた統一感のある道路付属物や看板

多様な花と緑の装飾による潤いと彩り
花や緑に映える色彩や素材を用いた人工物

●緑の潤いと花の彩り、建築物等が調和した清潔感と落ち着きのある住宅地の街並み

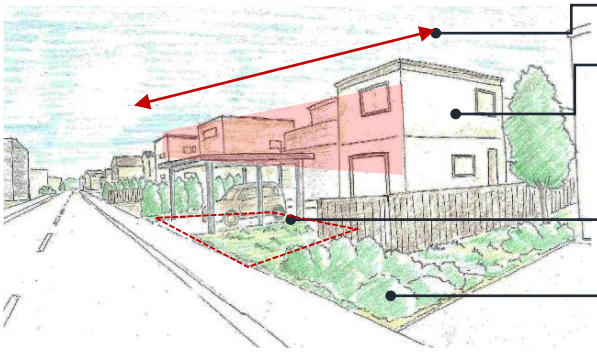

高さ、壁面位置などがそろい、統一感がある

落ち着いた色彩、光沢が少なく花や緑を活かす素材で清潔感がある
付帯設備も建築物と一体的に計画されている

敷地境界から後退し、周囲にゆとりある配置

花や緑による潤い
自然素材等の工作物の組み合わせ

●山並みへの眺望が確保され、道路空間と沿道施設が調和する緑豊かな沿道（幹線など）

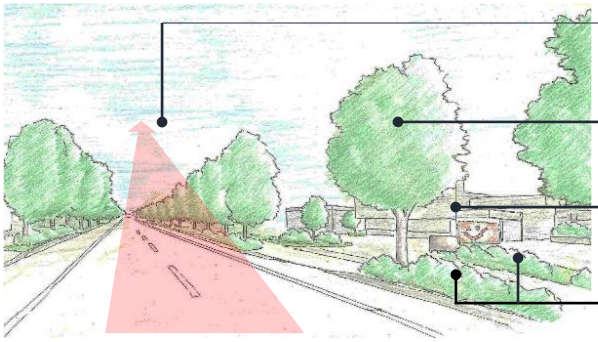

看板、電線などがなくすっきりとした道路空間
山並みへの眺望の確保

街路樹などを中心とした緑豊かな沿道

沿道緑地と調和した建築物・工作物
夜間は暖かみのある照明で落ち着いた雰囲気

植樹枡の草取り、植栽の維持管理

●樹木を中心に地域の緑地帯を形成している工業団地、大規模施設の景観

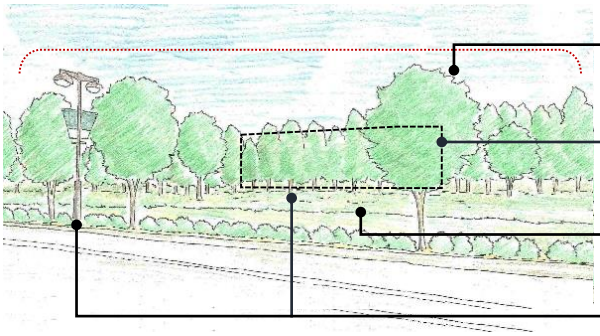

敷地周囲の緑化
※東神楽工業団地の環境整備規定とも適合

緩衝緑地により、道路から工場や作業スペースが見えない

緑化スペースの確保、適正な管理

建築物、工作物ともに周辺に配慮した形態・意匠

２　農地・丘陵・森林景観区域

【目標とする景観のシーン】

●水田や畑地の緑、山並みや広い空など周辺の景観と調和した印象深い農地景観

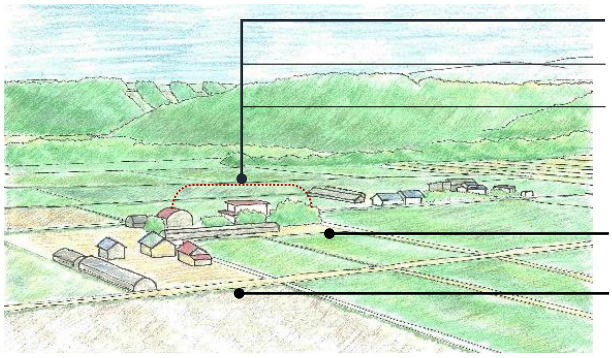

ゆとりある配置

眺望や周囲の景観をさえぎらない高さ

光沢の軽減、素材の色
落ち着いた色彩（※秩序あるアクセントカラー）

敷地前や間口前への花や緑による緑化

整頓された農業資材・器具

●水田や畑地、起伏に富む地形、森林の緑がのびやかにつながる丘陵地景観

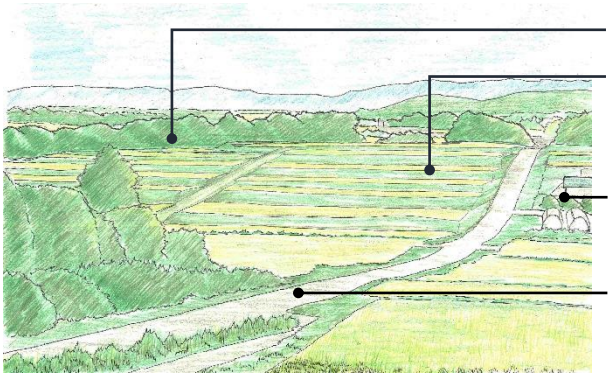

丘陵地や河畔林の保全

水田（棚田）、畑地の保全

敷地周囲に植栽し、周辺の田園や自然景観と調和した建築物

眺望の確保
（山並みの稜線や、周囲に広がる農地、丘陵地、森林への眺望）

●日々の暮らしに潤いややすらぎ、もたらす河川・河畔林を含めた水辺景観

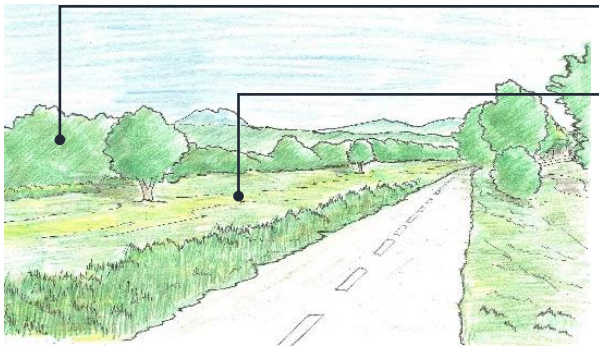

適切に維持管理された河畔林の緑

山並みなどへの眺望の確保された水辺の親水、レクリエーション空間

必要過多な装飾や情報などを抑えて、水辺や河畔林などと調和した工作物
（橋梁、柵、河川空間内の各種案内サイン）

水辺空間に面する民地まわりの緑化

３　空港沿道景観区域

農地・丘陵・森林景観区域内の一部が「空港沿道景観区域」になります。

【目標とする景観のシーン】

●屋外広告物の規制による秩序と、花壇や植栽による彩りが市街地まで連続する沿道景観

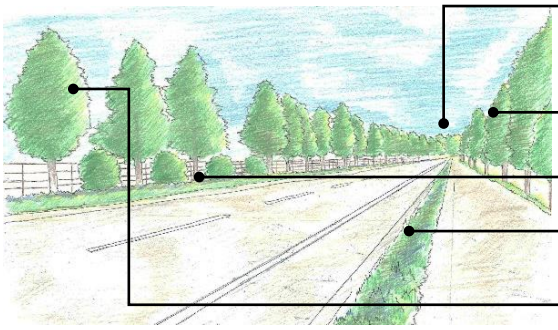

アイストップとなる緑地

街路樹の適正な維持管理

花・緑を活かす控えめなデザインの人工物
夜間は暖かみのある照明で落ち着いた雰囲気

ウェルカム花壇、沿道植栽によるおもてなしの演出

規制区域外や同境界も植栽などで連続性が保たれている

※北海道屋外広告物条例による規制地域

●質の高い花壇や植栽、周辺の田園と調和した街路樹など観光客をおもてなしする空港周辺

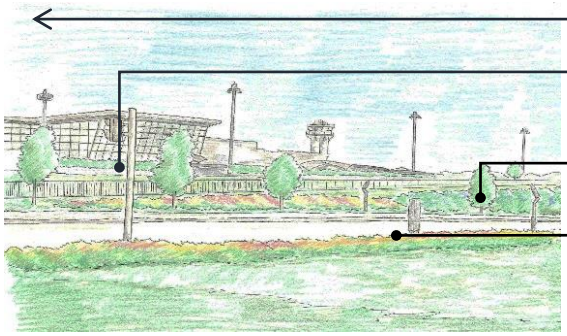

山並みへの眺望の確保（グリーンポート）

花・緑を活かす控えめなデザインの人工物
夜間は暖かみのある照明で落ち着いた雰囲気

街路樹の適正な維持管理

ウェルカム花壇、沿道植栽によるおもてなしの演出

沿道建築物は低層とし、色彩も抑えて調和
視点場（ビューポイント）は緑豊かな休憩施設

※北海道屋外広告物条例による規制地域

Ⅳ その他良好な景観形成のために必要な事項

景観法では、景観上重要な建造物や樹木を景観行政団体が指定して、建造物の外観の変更や樹木の伐採について景観行政団体の長の許可を必要とするなど、保存のための必要な規制を行うことができるよう規定されています。

また、道路、河川、都市公園などの公共施設について、良好な景観の形成に重要なものを景観行政団体が指定し、整備に関する事項を定めることができると規定されています。

１　景観重要建造物の指定の方針
２　景観重要樹木の指定の方針
３　景観重要公共施設の整備に関する事項

１　景観重要建造物の指定の方針

地域のシンボルとして親しまれ、周囲の景観に重要な役割を果たしている建造物で、次の基準を満たすと認められるものについては、景観重要建造物として指定することができるものとします。

なお、指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。

（１）地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観特性の構成要素となっている建造物、又は、景観まちづくりにおいて重要な建造物
（２）道路、その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物
（３）指定に関して所有者の合意が得られる建造物

２　景観重要樹木の指定の方針

地域で親しまれている景観上重要な樹木で、次の基準を満たすと認められるものについては、景観重要樹木として指定することができるものとします。

なお、指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。

（１）地域の自然、歴史、文化等からの特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観特性の構成要素となっている樹木、又は、景観まちづくりにおいて重要な樹木
（２）道路、その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木
（３）指定に関して所有者の合意が得られる樹木

３　景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内にある道路や河川などの公共施設のうち、良好な景観づくりを進める上で重要な施設は、国、道等の公共施設管理者等と協議・同意のもと「景観重要公共施設」として定めることができるものとします。

（１）景観計画区域内の良好な景観の形成における重要な道路、河川、公園等の公共施設であり、その整備、改修の際に景観面での配慮が必要なもの
（２）今後整備を行う公共施設で、景観計画区域内の良好な景観の形成において重要なもの

第５章　景観まちづくりの進め方（推進方策）

Ⅰ 意識づくり（気づき）

花は景観を考えるうえで良いきっかけづくりになります。

庭に花を育てることがきっかけとなり、その延長から花が引き立つ建物の色彩や素材を考えることにつながって、更には街並み全体への意識づくりにつながっていきます。

また、町内会やボランティア活動などの協働による花植えやオープンガーデンなどの町内全体による取り組みでは、一緒に完成させる達成感や、お互いが学び合い、切磋琢磨することでの、より質の高い空間づくりにつながっていきます。

Ⅱ 情報発信

景観まちづくりを進めるためには、より多くの人に東神楽町の景観の魅力を知ってもらうことが重要です。

景観資源マップの配布、インターネット等を活用した情報発信などを進めるとともに、その季節ならではの景観を体験できるまち歩きやバスツアーなどのイベントなど、様々な手法で町内外の方に東神楽町の景観の魅力を知ってもらう取組を進めます。

Ⅲ 継続性のある仕組み・体制づくり

これまでも、花のまちづくりについて住民主体で取り組んできた歴史がありますが、新しい住宅地における組織体制づくりや、既存の組織においても高齢化などの変化を考慮した活動内容の見直しなどを図り、企業の参加を促すなど、みんなで楽しく花のまちづくりを継続できる仕組み・体制づくりを進めます。

Ⅳ 人材育成（花育）

花のまちづくりを継続・発展していくため、子どもが参加できるガーデニング体験などの学習の場や、親子で参加できるイベントの開催など、新たな担い手となる人材育成（花育）を進めます。